

目 次

目次	…	p. 1
1 設置の趣旨及び必要性	…	p. 2
2 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か	…	p. 6
3 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	…	p. 6
4 教育課程の編成の考え方及び特色	…	p. 7
5 教員組織の編成の考え方及び特色	…	p. 11
6 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	…	p. 12
7 施設、設備等の整備計画	…	p. 16
8 基礎となる学部との関係	…	p. 17
9 入学者選抜の概要	…	p. 18
10 管理運営	…	p. 20
11 自己点検・評価	…	p. 20
12 情報の公表	…	p. 21
13 教育内容等の改善のための組織的な研修等	…	p. 23

設置の趣旨等を記載した書類

1 設置の趣旨及び必要性

(1) 設置の趣旨及び必要性

① 看護学研究科を設置する理由・必要性

現代社会においては、社会環境の急速な変化や学術研究の著しい進展に伴い、社会的な要請や進学需要をふまえた専門分野における教育研究の方向性を見極めるとともに、学部教育との継続性と専門性に十分配慮した大学院教育の研究体制の整備や教育研究内容の充実が求められている。

特に、今日的諸課題の高度化傾向から、学部4年間の専門教育では高度の専門的な職業を担うための能力を教授するには十分ではないとの考えから、大学院教育の必要性の認識とともに、基礎、基本を重視する学部教育は、高度な専門の応用、総合化を目指して、大学院教育との連携が重要とされている。

また、我が国の医療系大学院を取り巻く状況は大きく変化しており、特に、医療技術等の高度化や多様化に伴い、優れた研究能力等を備えた医療系人材の養成機能が強化されているとともに、医療系大学院には、生涯にわたる医療人のキャリア形成の中核的な役割を果たすことが求められている。

このような社会的な要請をふまえ、看護職者の生涯学習ニーズに積極的に応えるとともに、看護教育・研究のさらなる質的向上を図ることにより、学部教育で養成された人材としての基礎的かつ基本的な資質能力の習得を前提として、今後、ますます複雑化・多様化する看護実践の場において、質の高い看護ケアの提供や諸課題の解決に対応するための知識や能力を備えた人材の養成を目的として、既設の看護学部を基礎とする看護学研究科看護学専攻修士課程を設置することとした。

② 看護学専攻を設置する理由

1) 社会的な背景

千里金蘭大学の看護学部は、地域の看護師不足への対応にむけた看護師養成の必要性をふまえたうえで、平成20年4月に開設され、看護学分野に関する教育研究を通して、地域医療における多様なニーズに対応できる看護の専門性と基礎的な実践力を身に付けた看護師を養成することにより、地域社会の保健・医療・福祉の向上に貢献すべく、教育研究活動の推進に努めている。

昨今、医療看護の現場では、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、国民の意識の変化、在宅医療の推進、看護教育水準の向上などから、これらに対応した新たな看護実践のあり方や看護業務の見直しが課題となっているとともに、看護職者にはこれまで以上に、患者の生活の質の向上のための専門性の高い看護判断や看護技術が求められており、

国民のニーズにあった質の高いケアを提供するためには、生涯にわたる継続的な教育が必要となっている。

特に、看護学分野においては、その教育研究水準の質的向上と相俟って、高度な学修需要への対応が求められており、看護学分野の教育研究の水準を高めるとともに、医療の高度化をはじめとする今日的課題に柔軟に対応できる幅広い視野と基礎的な研究能力に加えて、高度の専門性を有した人材養成の役割を重視した学部教育と大学院教育を通じた教育活動の構築による教育体制の充実が求められている。

一方、医療現場では、医療の高度化や専門性の深化に応じた看護の質の改善や向上が求められており、看護の質の改善や向上にむけた課題を探究し解決するためには、大学や専門学校における看護基礎教育で習得した基礎知識や基本技術を基盤として、専門性の一層の向上を図るための深い知的学識の涵養と基礎的な研究能力を有した看護職者が求められている。

具体的には、医療現場で生じる看護判断や看護技術に関する課題について、専門知識や研究手法を用いて探究し、その成果を看護実践の質の改善や向上に適用できる能力を有した看護職者の養成による看護ケアの質を高めることが求められている。

2) 地域からの要望

本学が位置する吹田市からは、看護学研究科看護学専攻修士課程を新設するにあたり、「看護学部を基礎とする大学院を設置し、看護教育・研究のさらなる質的向上を目指すとともに、質の高い看護ケアの提供ができる能力や看護実践の場で生じる課題を探究し、その成果を看護実践の質の改善や向上に活かすことのできる能力を有した看護職者を養成することは、本市における各種医療施策の推進に多大なる貢献をもたらすものと期待する」としたうえで、「大学院の設置による学修意欲の高い看護職者に対する学修機会を提供することは、看護職者の生涯学習ニーズに応えるものである」として、看護学研究科看護学専攻修士課程の設置に対する強い要望がなされている。(添付資料

1) ※吹田市要望書写し

また、大阪府看護協会からは、「看護学部を基礎とする大学院を設置し、看護学に関する高度な知識に裏打ちされた質の高い看護ケアの提供ができる看護職者や看護の課題を探究し質の改善や向上に活かすことのできる看護職者を養成することは、本協会における看護施策の推進に多大なる貢献をもたらすものと期待するところである」としており、「継続的な看護生涯教育を推進するための仕組みが求められている中、大学院を設置することは、学修意欲の高い看護職者の要望に応えるものである」として、看護学研究科看護学専攻修士課程の設置に対する強い要望がなされている。(添付資料2)

※大阪府看護協会要望書写し

3) 医療機関等からの要望

看護学研究科看護学専攻修士課程の設置計画を進めるうえで、地域の医療機関や関係団体などからの人材需要について検証するために、設置圏周辺の病院をはじめとする医療機関等を対象として、大学院教育の必要性や本学が設置を計画している看護学

研究科看護学専攻修士課程で養成する人材の必要性及び修了生の採用意向などに関するアンケート調査を実施した。

その結果、大学院教育の必要性については、有効回答件数61件の約67.21%にあたる41件が「専門性の高い職務を担う人材の育成の観点から必要」と回答しており、有効回答件数61件の約32.79%にあたる20件が「看護職者の生涯学習ニーズへの対応の観点から必要」と回答していることから、高度の専門性を有した人材養成や看護職者に対する学修機会の提供を担う大学院教育の必要性の高さをうかがうことができ、本学大学院の設置の趣旨に合致するものである。**(添付資料3)※調査報告書抜粋**

また、大学院教育に期待する修得させる能力については、有効回答件数122件の約40.16%にあたる49件が「看護の課題を探究し質の改善や向上に活かすことのできる能力」と回答しており、有効回答件数122件の約23.77%にあたる29件が「高度な知識に裏打ちされた質の高い看護ケアを提供できる能力」と回答していることから、大学院教育における質の高い看護ケアやその提供にむけた諸課題の解決に対応するための知識や能力を備えた人材養成に対する期待の高さをうかがうことができ、本学大学院の設置の趣旨に合致するものである。**(添付資料4)※調査報告書抜粋**

一方、本学の看護学研究科看護学専攻修士課程において養成する人材として示している「看護学に関する高度な知識に裏打ちされた質の高い看護ケアの提供ができる能力や看護実践の場で生じる課題を探究し、その成果を看護実践の質の改善や向上に活かすことのできる能力を有した看護職者を育成する」ことについては、有効回答件数61件の約86.89%にあたる53件が「必要性を感じる」と回答しており、本学の看護学専攻修士課程において養成する人材への必要性の高さをうかがうことができる。**(添付資料5)※調査報告書抜粋**

また、本学の看護学研究科看護学専攻修士課程を修了した者の採用については、有効回答件数61件の約24.59%にあたる15件が「採用したい」と回答しているとともに、有効回答件数61件の約54.10%にあたる33件が「採用を検討したい」と回答していることから、本学の看護学専攻修士課程において養成する人材に対する医療機関等からの需要の高さをうかがうことができる。**(添付資料6)※調査報告書抜粋**

このような医療看護を取り巻く社会的な背景や大学院設置に対する地域からの要望、さらには、大学院教育に対する医療機関等からの要望などを総合的にふまえたうえで、学部教育で展開している看護学分野の教育内容を基礎としつつ、学部教育で培われた専門的な素養のある人材として活躍できる基礎的能力に立ち、専門性を一層向上させていくことを目指して、看護学研究科看護学専攻修士課程を設置することとした。

(2) 教育研究上の理念・目的

① 教育上の目的

「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－答申」（平成17年9月5日中央教育審議会）では、「大学院は、法制上、研究者養成と高度専門職業人養成の二つの養成機能を中心にその役割を担っているが、今後の知識基盤社会

における人材養成の重要性や現在の大学院教育との関係をふまえると、今後の大学院が担うべき人材養成機能は、①創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成、②高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成、③確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成、④知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成の四つに整理される」としている。

また、「医療系大学院の目的とそれに沿った教育等の在り方について」（医療系ワーキンググループ報告書）では、「現在における医療系大学院は、研究者のみならず、高度の専門性を必要とされる業務に必要な能力と研究マインドを涵養することも求められるようになってきており、医療系大学院が果たすべき機能は多様化している」としており、「今後における医療系大学院の在り方としては、およそ専攻単位程度で、研究者養成を主たる目的としているのか、優れた研究能力等を備えた医療系人材の養成を主たる目的としているのか、その目的と教育内容を明確にすることが必要である」としている。

今般、設置を計画している看護学研究科看護学専攻修士課程では、「新時代の大学院教育―国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて―答申」（平成17年9月5日中央教育審議会）の趣旨をふまえて、「高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成」を担うべき人材養成機能とし、「優れた研究能力等を備えた医療系人材の養成」を主たる目的として、「学部段階の教育で養成された看護学分野の基礎的かつ基本的な資質能力の習得を前提として、専門性の一層の向上を図るための深い知的学識の涵養と基礎的な研究能力を培う」ことを教育上の目的とする。

② 養成する人材

看護学研究科看護学専攻修士課程では、学部教育で修得した看護学及び看護実践に関する専門的な知識や能力を一層深化させるとともに、看護実践に関する諸課題を科学的に探究するための知識や手法を身に付けることにより、看護学に関する高度な知識に裏打ちされた質の高い看護ケアの提供ができる能力や看護実践の場で生じる課題を探究し、その成果を看護実践の質の改善や向上に活かすことのできる能力を有した看護職者を養成する。

例えば、看護に関する高度な知識を実践に応用し、質の高い看護を提供することで、対象者のニーズに適切に応えることができるとともに、日々の看護における課題を研究対象として捉え探究し、研究成果を実践に還元することで、看護の質の向上に貢献できる看護職者を養成する。

なお、本研究科における養成する人材が有すべき能力として示している「質の高い看護ケア」とは、「日々の看護ケアの場で生じる疾病治療や症状改善のための看護判断や看護技術の改善や向上を図るために、看護実践における研究活動を行い、患者や家族に対して最も適した看護ケアを提供する」ことを意味している。

修了後の進路としては、病院や診療所などの医療機関や老人福祉施設をはじめとする社会福祉施設等において、各看護領域における質の高い看護ケアの提供に携わる看護職者として活躍することが想定されるとともに、医療や地域などの看護実践の場で

生じる課題を探究し、その成果を看護実践の質の改善や向上に活かすことのできる看護職者として活躍することが想定される。

看護学研究科看護学専攻修士課程では、養成する人材の目的をふまえ、大学院生に学位を授与するに当たり大学院生が修了までに身に付けるべき資質や能力を含めた学位授与の方針を次のとおり定めることとする。

- 1 保健・医療・福祉を取り巻く環境の変化、国や地域による健康づくりへの取り組みの理解及び看護実践の基盤となる幅広い知識や能力を修得している。
- 2 看護実践に対応する論理的な知識や知見の深い理解とともに、根拠ある看護実践を展開するために必要となる高度な専門知識や能力を修得している。
- 3 看護の対象の特性を加味したうえで、臨床場面の複雑性を認識しながら対象者のニーズに応えるための看護実践に関する知識と能力を修得している。
- 4 看護実践の場で生じる諸課題を科学的に探究し、その成果を看護実践の質の改善や向上に活かすための研究手法に関する知識や能力を修得している。

2 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

看護学研究科看護学専攻修士課程では、「学部教育で修得した看護学及び看護実践に関する専門的な知識や能力を一層深化させるとともに、看護実践に関する諸課題を科学的に探究するための研究能力を身に付けることにより、看護学に関する高度な知識に裏打ちされた質の高い看護ケアの提供ができる能力や看護実践の場で生じる課題を探究し、その成果を看護実践の質の改善や向上に活かすことのできる能力を有した看護職者を養成する」こととしている。

このことから、今般の大学院の設置計画では、看護学専攻修士課程として設置することとしているが、今後の看護学分野における社会的な要請や学術的な進展、さらには、看護学専攻修士課程設置後の修了者の進路の動向などを総合的に見極めたうえで、必要に応じて博士課程における教育研究についての検討を行うこととする。

3 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

看護学研究科看護学専攻修士課程では、「高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成」を担うべき人材養成機能とし、「優れた研究能力等を備えた医療系人材の養成」を主たる目的として、「学部段階の教育で養成された看護学分野の基礎的かつ基本的な資質能力の習得を前提に、専門性の一層の向上を図るための深い知的学識の涵養と基礎的な研究能力を培う」ことを教育上の目的としている。

また、看護学研究科看護学専攻修士課程では、研究対象とする中心的な学問分野を「看護学分野」として、「学部教育で修得した看護学及び看護実践に関する専門的な知識や能力を一層深化させるとともに、看護実践に関する諸課題を科学的に探究するための研究能力を身に付けることにより、看護学に関する高度な知識に裏打ちされた質

の高い看護ケアの提供ができる能力や看護実践の場で生じる課題を探究し、その成果を看護実践の質の改善や向上に活かすことのできる能力を有した看護職者を養成することとしている。

このような、看護学研究科看護学専攻修士課程における教育研究上の目的や養成する人材及び研究対象とする中心的な学問分野などについて、社会や受験生などに容易に認識できる名称として、研究科名称を「看護学研究科」、専攻名称を「看護学専攻」、学位名称を「修士（看護学）」とすることとし、英訳名称については、国際的な通用性をふまえたうえで、研究科の英訳名称を「Graduate School of Nursing」、専攻の英訳名称を「Division of Nursing」、学位の英訳名称を「Master of Nursing」とすることとした。

研究科名称	看護学研究科 (Graduate School of Nursing)
専攻名称	看護学専攻 (Division of Nursing)
学位名称	修士（看護学） (Master of Nursing)

4 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程の編成の基本方針

我が国では、一定の教育目標、修業年限及び教育の課程を有し、学生に対する体系的な教育を提供する場としての位置付けを持ち、そのような教育の課程を修了した者に特定の学位を与えることを基本とする課程制大学院制度を採っていることをふまえたうえで、看護学研究科看護学専攻修士課程における養成する人材や学位授与の方針をふまえた体系的な教育課程の編成とすることを基本方針とする。

その上で、「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う」という設置基準に定める修士課程の目的に応じた能力の修得という観点をふまえ、看護学分野に関する高度の専門的知識と能力の修得に向けた教育課程の編成とするとともに、教育研究上の目的や養成する人材、学位授与の方針を達成するために必要となる授業科目を開設することとしている。

(2) 学位授与の方針をふまえた教育課程編成・実施の方針

看護学研究科看護学専攻修士課程では、学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針との一体性と整合性に留意しつつ、修了までに大学院生が身に付けるべき資質や能力

を示した学位授与の方針に対する教育課程編成・実施の方針を次のとおり定めることとする。(添付資料7)※学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針との関係図

① 教育課程編成・実施の方針

- 1 保健・医療・福祉分野における諸課題や医療系人材の役割及び健康推進や健康支援のあり方など看護実践の基盤となる知識の理解を深めるとともに、論理的・実証的な考察力を高めるための科目群を設ける。
- 2 患者の主体性を尊重したより良い看護サービスの提供とともに、対象者の病状や病態の状況に応じた看護ケアを効果的・効率的に提供するための論理的知識及び観察力や判断力を高めるための科目群を設ける。
- 3 様々な健康状態や多様な場で看護を必要とする人々への看護に対する批判的検討ができ、患者の症状の変化や状態に応じた的確な看護判断と適切な看護技術の提供ができる能力を高めるための科目群を設ける。
- 4 看護実践を質的・量的な側面から扱う研究手法や、看護実践に係る諸課題を探究するための研究計画の立案や批判力、論理性、表現力及び看護研究における倫理的配慮に関する理解を深めるための科目群を設ける。

② 学修成果の評価方法

看護学研究科看護学専攻修士課程における学修成果の評価方法については、シラバスにおいて授業科目ごとの到達目標及び成績評価基準を明示したうえで、筆記試験・レポート・授業態度・授業貢献度などにより、総合的に評価する。

(3) 教育課程の編成の考え方

看護学研究科看護学専攻修士課程では、学位授与の方針をふまえた教育課程編成・実施の方針のもとに、履修の順序に配慮しつつ、体系的な教育課程の編成とする観点から、「基盤科目」、「共通科目」、「領域科目」、「研究科目」の科目群を設け、各科目群における教育目標に応じた授業科目を配置する。(添付資料8)※教育課程編成・実施の方針と授業科目との対応関係

1) 基盤科目

「基盤科目」は、教育課程編成・実施の方針として掲げている「保健・医療・福祉分野における諸課題や医療系人材の役割及び健康推進や健康支援のあり方など看護実践の基盤となる知識の理解を深めるとともに、論理的・実証的な考察力を高める」ための科目群として、「保健医療学特論」2単位と「ヘルスプロモーション特論」2単位を必修科目として配置し、「医療安全特論」2単位、「保健統計特論」2単位、「医療情報特論」2単位を選択科目として配置する。

「保健医療学特論」では、現代の保健・医療・福祉分野の現状と課題について理解するとともに、多職種間の連携や協働の課題及び専門職としての役割や機能と支援のあ

り方について理解を深める。

「ヘルスプロモーション特論」では、国や地域の健康づくり対策や健康問題への取り組みなどの考察を通して、看護実践に影響を及ぼし決定を下す際の重要な概念である健康についての知識を深める。

「医療安全特論」では、医療現場における安全管理をめぐる取り組みや医療事故発生のメカニズムについての理解を深めるとともに、医療安全の観点から、感染症の最新の動向及び院内感染を起こしやすい微生物と院内感染予防対策についての理解を深める。

「保健統計特論」では、看護研究に必要となる保健統計の見方や留意点及びデータの解析方法についての理解を深めるとともに、看護研究に関する各種データの統計的解析と結果の解釈についての理解を深める。

「医療情報特論」では、看護実践の場において研究論文等を含む医療情報を効率よく収集・解析・伝達するための方法を習得するとともに、情報倫理の観点から医療情報の適切な取り扱いについての理解を深める。

2) 共通科目

「共通科目」は、教育課程編成・実施の方針として掲げている「患者の主体性を尊重したより良い看護サービスの提供とともに、対象者の病状や病態の状況に応じた看護ケアを効果的・効率的に提供するための論理的知識及び観察力や判断力を高める」ための科目群として、「看護倫理特論」2単位、「看護管理特論」2単位、「看護理論特論」2単位、「臨床病態生理学特論」2単位、「臨床推論特論」2単位、「フィジカルアセスメント特論」2単位、「臨床薬理学特論」2単位、「疾病・臨床病態特論」2単位を選択科目として配置する。

「看護倫理特論」では、看護実践の場において対象の人権擁護・知る権利・自律性（自己決定）を尊重した看護を提供するための倫理について理解を深めるとともに、医療倫理の事例検討を通して、実践活動への反映について考察する。

「看護管理特論」では、看護管理の本質と特徴及び看護実践の場面における看護管理の実際や課題についての考察を通して、実践の場において質の高い看護サービスを提供するための看護管理に関する応用能力を高める。

「看護理論特論」では、看護実践の支えとなる代表的な理論を取り上げ、看護理論と看護理論を活用するための知識を高めるとともに、看護理論を用いた具体的な実践方法の考察を通して、臨床現場での応用に結びつける能力を高める。

「臨床病態生理学特論」では、主要な疾患や病態の成因と仕組みに関する最新の知見の理解及び各種臓器の構造に関する知識並びに身体機能の病態生理学的変化を判断するための知識など、EBNの基盤となる病態生理学に関する知識を深める。

「臨床推論特論」では、患者の状態に合った的確な看護を提供するために重要な

る症候学、臨床検査・画像検査、臨床疫学についての理解を深めるとともに、医療面接の学修を通して、看護実践における臨床推論の思考過程について理解を深める。

「フィジカルアセスメント特論」では、部位別の身体診察の手技を高めるとともに、年齢の変化や特徴をとらえた身体診察及び状況に応じた身体診察についての理解を深めることで、フィジカルアセスメントを基盤とした看護ケア能力を高める。

「臨床薬理学特論」では、薬物動態をふまえた薬物の作用機序と主要薬物の薬理作用や副作用及び主要薬物の相互作用や主要薬物の安全管理と処方など、看護ケアにおける安全確実な薬剤投与や薬物管理を行うための知識を深める。

「疾病・臨床病態特論」では、主要疾患の病態と臨床診断や治療及び様々な年齢や対象者の状況に応じた救急医療や在宅医療の臨床診断や治療の特性について理解を深めることで、看護提供における病理学的な視点を活用するための能力を高める。

3) 領域科目

「領域科目」は、教育課程編成・実施の方針として掲げている「様々な健康状態や多様な場で看護を必要とする人々への看護に対する批判的検討ができ、対象者の症状の変化や状態に応じた的確な看護判断と適切な看護技術の提供ができる能力を高める」ための科目群として、「療養生活支援看護特論」4単位と「療養生活支援看護演習」2単位及び「地域・家族支援看護特論」4単位と「地域・家族支援看護演習」2単位を選択科目として配置する。

「療養生活支援看護特論」及び「療養生活支援看護演習」では、医療機関等で治療や療養をしている人々を対象とする看護に関する理解を深めるとともに、対象者の疾病治療や健康回復と健康保持や疾病予防など、看護過程の特徴や構成要素に応じたケア機能を高める援助について探究する。

「地域・家族支援看護特論」及び「地域・家族支援看護演習」では、地域の多様な場で生活する様々な健康レベルにある人々を対象とする看護に関する理解を深めるとともに、対象者の特性や多様性及び症状改善のためのセルフケア支援など多様な場の特性に応じたケア機能を高める援助について探究する。

4) 研究科目

「研究科目」は、教育課程編成・実施の方針として掲げている「看護実践を質的・量的な側面から扱う研究手法や、看護実践に係る諸課題を探究するための研究計画の立案や批判力、論理性、表現力及び看護研究における倫理的配慮に関する理解を深める」ための科目群として、「看護研究方法」2単位及び「看護特別研究」8単位を必修科目として配置する。

「看護研究方法」では、看護実践を質的又は量的側面から扱う研究活動に必要な面接法や質問紙法及び研究倫理など、看護学分野における研究計画や研究手法に関

する知識と能力を高める。

「看護特別研究」では、授業科目の履修にあわせて、2年間を通して一貫した演習形式による研究実践と論文指導を行うこととし、看護学分野に関する各自の研究課題に即した研究計画の立案から、文献調査や実地調査、資料収集や分析・報告、意見交換などを繰り返しながら、研究成果に関する修士論文の作成へと結びつけていく個別指導を行うとともに、論文作成を通じて、批判力、論理性、表現力の涵養を図る。

5 教員組織の編成の考え方及び特色

看護学研究科看護学専攻修士課程では、看護学分野を研究対象とする中心的な学問分野として、看護学分野に関する高度の専門的知識と能力の修得に向けた教育課程の編成としていることから、専任教員の配置計画については、教育課程の編成の方針に基づき、看護学分野を中心とする専任教員12人（教授9人、准教授3人）を配置することとしている。

また、「看護特別研究」には、看護学分野における博士号等の学位や研究業績に加えて、大学や大学院における豊富な教育経験や指導実績を有する専任の教授9人、准教授3人を配置することとしており、完成年度の専任教員の年齢構成については、教育研究水準の維持向上や教育研究の活性化に支障ないよう配慮することから、40歳～49歳2人、50歳～59歳4人、60歳～64歳2人、65歳～69歳2人、70歳以上2人を配置することとしている。（添付資料9）※**専任教員の年齢構成・学位保有状況（別記様式第3号（その3））**

なお、看護学研究科看護学専攻修士課程では、今後の看護ニーズの一層の拡大に対応するため、既に医療機関等において現職として看護実践に携わる職業人の受入れを行うことなどをはじめとする大学院担当教員の業務量への配慮として、教授3人、准教授1人を新規に採用することとしている。

看護学研究科看護学専攻修士課程の教員組織の編成においては、本学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の配置はしないこととしている。

また、開設時に定年に達している教員3人を配置する計画としているが、定年に達した教員の任用については、本学では任期制との併用により、定年年齢を超えて採用できる規程を設けており、定年年齢にかかわらず、看護学研究科看護学専攻修士課程の完成年度まで在籍することができることとしている。（添付資料10）※**千里金蘭大学就業規則、65歳定年退職者の再雇用に関する規程、千里金蘭大学特命教員に関する規程、千里金蘭大学特別教員に関する規程**

なお、定年に関する規程により、既に定年年齢に達している者3名と完成年度までに定年年齢を迎える者1名を配置する計画としていることから、これら4名の教員に対する後任となる中堅・若手教員の採用計画を策定し、計画的な採用を行うこととする。

（添付資料9-2）※**中堅・若手教員の採用計画**

6 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 看護学専攻

① 教育方法

看護学研究科看護学専攻修士課程の授業の方法は、知識の理解を目的とする授業科目は、講義による授業形態とし、最新の知見や動向に関する理解を深め、看護の対象の特性や看護の場面に応じた現象を科学的に探究する授業科目は、演習による授業形態としており、必要に応じて、講義と演習を連動させた授業方法を導入することとしている。

授業ごとの学生数については、看護学研究科看護学専攻修士課程の入学定員を6名としていることから、いずれの授業科目においても少人数を原則とするとともに、特に、研究指導を行う「看護特別研究」においては、個別指導を中心とする授業運営を行うこととする。

さらに、修了時における大学院生の質を確保する観点から、予め大学院生に対して授業における学修目標やその目標を達成するための授業の方法、授業の計画等をシラバスにより明示するとともに、成績評価基準を提示し、これに基づく厳格な評価を行うこととする。

なお、看護学研究科看護学専攻修士課程の設置計画では、大学院設置基準第14条による教育方法の特例は適用しないが、今後の看護ニーズの一層の拡大に対応するため、既に医療現場等において看護実践に携わる社会人も受け入れることから、以下の配慮を行うこととする。

1) 修業年限への配慮

修業年限は、原則として2年とするが、3年あるいは4年の間に履修することを可能とする「長期履修に関する規程」の整備による長期履修制度を導入する。(添付資料11)※長期履修に関する規程

2) 学費負担への配慮

長期履修制度を利用した場合、学費についても3年又は4年の在籍期間に応じて分割納入することを認めることにより、大学院生の年間の学費負担を抑制することができ、就業しながらでも修学できるよう配慮する。

3) 履修指導及び研究指導の方法

履修指導及び研究指導は、専任教員が対象学生と相談をしながら、勤務状況や生活実態を考慮した個別の対応を図ることとする。

4) 授業の実施方法

授業の実施方法は、個別の状況に応じて、夜間の開講を実施するなど、履修上の便宜を図ることとしている。

例えば、夜間の開講を実施する際には、現在、基礎となる学部の授業科目の開講時間帯は、1時限目（9：00～10：30）から5時限目（16：20～17：50）としているが、6時限目（18：00～19：30）や7時限目（19：40～21：10）の開講時間帯を設けることにより、社会人に対する配慮を行うこととする。

5) その他

図書館や厚生施設の利用方法及び必要な職員の配置等については、個別の状況をふまえたうえで、十分に配慮した運営を行うこととする。

教員の負担への配慮としては、大学院担当教員の業務量への配慮として、教授3人、准教授1人を新規に採用することとしている。

② 履修指導

看護学研究科看護学専攻修士課程では、授業科目履修、論文作成指導、学位論文審査等の各段階が有機的なつながりを持って修士の学位授与へと導いていくための教育のプロセス管理を重視し、組織的な履修指導体制の整備を図ることとする。

具体的には、入学時のオリエンテーションと前期始講前の履修ガイダンスに加えて、主指導教員と副指導教員による継続的な個別履修相談を行うとともに、体系的な科目履修を可能とするための典型的な履修モデルの提示による履修指導を行うこととする。

(添付資料 12)※履修モデル

③ 研究指導

看護学研究科看護学専攻修士課程では、研究指導のための授業科目として、「看護特別研究」を配置し、複数の研究指導教員による入学から修了までの継続的な研究指導体制を整えることとしており、大学院生一人ひとりの研究計画に対応する個別指導を中心として、修士の学位に相応しいレベルの論文作成を行うことができるように、研究指導を行うこととする。

具体的には、入学の際に提出させる「研究計画の概要」に基づき、関連専門分野の研究指導教員による個別の履修相談を行ったうえで、研究科委員会において、研究指導教員及び論文審査委員の選任に関する規則に基づき、各大学院生の主指導教員1人と副指導教員1人を決定するとともに、研究指導教員は、大学院生の関心領域や問題意識を確認しながら、それぞれの研究計画の指導にあたることとする。(添付資料 13)※研究指導教員及び論文審査委員の選任に関する規則

また、研究の進捗状況を確認するため、2年前期に中間報告を課すこととしており、複数の研究指導教員や他の大学院生との議論を通して、研究の水準を高めるとともに、最終学年末には、研究科委員会による作成した修士論文についての発表会を課し、申請者に論文内容の口頭による報告を求めることとする。

4) 研究指導スケジュール

研究指導スケジュールについては、入学前の対応として、ホームページや大学院案内において、研究課題や研究指導に関する情報提供を行うとともに、募集要項におい

ては受験前に自己の研究課題等に関する事前相談を行うよう促すこととし、研究指導教員と研究指導補助教員が相談にあたることとする。

研究指導教員の選任については、大学院生一人ひとりの希望を尊重するとともに、入学前の事前相談から入学後の履修ガイダンス及び個別の履修指導を経て、事前に提出された研究計画の概要に基づき、研究科委員会において選任する。

1年前期では、研究計画の概要に関連する論文の検索から文献のクリティーク指導、文献レビューの作成指導を経て、1年前期終了時に研究計画に関する報告会を行う。

1年後期では、研究課題の明確化と研究方法の具体化にむけた指導及び研究計画書の作成指導を行うとともに、1年後期終了時に研究計画書と倫理審査申請書を提出する。

2年前期では、研究計画書に基づく研究の進捗状況を確認するための中間報告会を開催し、研究の問題点や解決の方法及び必要に応じて研究計画書の修正について助言を行う。

2年後期では、研究結果の分析から研究成果を論理的かつ系統的に考察させるとともに、修士論文の提出にむけた論文作成についての指導を行う。

そのうえで、2年後期末に審査委員による論文審査、口頭試問による最終試験を経て、合格した者に対して学位を授与する。**(添付資料13-2)※研究指導スケジュール**

なお、1年前期の研究計画に関する報告会は、主指導教員と副指導教員が中心となって、研究計画全体について説明を求めることとしており、研究計画全体が社会的な要請等を反映し、現実性が十分に認められるものであることなどを確認するとともに、研究の質や計画の妥当性から倫理的な側面などについての助言・指導を行うこととしている。

2年前期の中間報告会では、主指導教員と副指導教員が中心となって、提出された研究計画書に基づく研究の進捗状況について確認するとともに、中間報告会の結果をふまえ、研究の問題点や解決の方法及び研究計画書の修正などについての助言・指導を行うこととしている。

5) 論文審査体制

論文審査の体制については、「学位規程」に基づき、学長は、学位授与の申請をする者から提出された論文の受理の可否並びに審査を研究科委員会に付託することとしており、研究科委員会は、研究指導教員及び論文審査委員の選任に関する規則に基づき、論文審査における審査委員として、主査1名と副査2名を選任することとしている。**(添付資料13)**

主査については、申請者の専門分野に関係の深い専門領域の教員を選任することと

し、論文審査の公正性や厳格性と透明性を確保する観点から、主査は研究指導教員以外の者から選任することとしている。

また、副査については、幅広い視野から公正かつ総合的な審査を行う観点から、2人のうち1人は、申請者の専門分野以外の教員が1名以上加わることとしている。

なお、論文審査の専門性や特殊性の観点から、研究科委員会が必要と認めた場合には、論文審査における公平性の観点に配慮したうえで、研究指導教員を副査の1人として選任することができることとする。

審査委員は、看護学研究科学位論文審査基準に基づき論文審査を行うこととし、論文を提出した者の最終試験（口頭試問）については、提出された論文及び論文審査申請書に基づき、研究の成果が十分に認められるものであることを確認するため、当該申請者から研究の内容やそれらに関連する事項等について、直接説明を求めることとしている。

(添付資料 14)※看護学研究科学位論文審査基準

また、研究科委員会は、申請者に対して提出された論文に関する発表会を設けることとし、申請者にその論文内容の報告を求めるとともに、審査委員からの報告に基づき審議し、学位を授与すべきか否かを決議することとしており、学長は、研究科委員会の審議結果に基づき、学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、不合格者にはその旨を通知することとしている。

6) 研究倫理審査体制

研究倫理審査体制については、千里金蘭大学「人を対象とする研究倫理規程」に基づき「看護学研究科倫理審査細則」を制定し、当該細則に基づき、人を対象とする研究又は人体より採取した材料を用いる研究等においては、科学的な合理性や倫理的な妥当性についての審査を行うこととする。(添付資料 15)※千里金蘭大学「人を対象とする研究倫理規程」、「看護学研究科倫理審査細則」

学長は、研究倫理に係る実施計画審査申請書を受理したときは、人を対象とする研究倫理審査委員会に審査を付託し、倫理審査委員会は、当該規程の対象となる事項について、倫理的・社会的観点から審査を行うとともに、実施中の研究に対して必要に応じて調査を行うこととする。(添付資料 16)※実施計画審査申請書

人を対象とする研究倫理審査委員会は、当該規程に反する事態が生じた場合には、学長に対して当該研究の変更・中止及び発表の禁止、その他研究などに関して必要な意見を述べることとし、委員長は、審査結果について学長に報告することとする。

学長は、人を対象とする研究倫理審査委員会の審査結果を参考に研究実施の許可あるいは不許可を決定し、研究責任者に判定通知書を交付することとする。

④ 修了要件

看護学研究科看護学専攻修士課程の修了要件は、体系的に教育の課程を履修し、修了に必要な単位数として、「基盤科目」から必修科目2科目4単位、「研究科目」から必修科目2科目10単位、「領域科目」から選択科目2科目6単位（領域科目の2領域のうち1領域を選択し、当該領域の特論科目1科目4単位と同一領域の演習科目1科目2

単位を取得)を取得したうえで、「基盤科目」から選択科目1科目2単位以上、「共通科目」から選択科目4科目8単位以上の合計30単位以上を取得するとともに、研究指導教員による研究指導を受けて、修士論文を作成し、論文審査、論文発表会及び口頭試問による最終試験に合格した者に対して「修士(看護学)」の学位を授与する。

7 施設、設備等の整備計画

本学では、開学当初より、教育研究環境の整備と充実に積極的に取り組んでおり、大学院の教育研究のために必要な校地及び校舎等は十分に整備されており、今般、設置する看護学研究科看護学専攻修士課程については、既設の看護学部看護学科を基礎とする設置計画であることから、既存の校地、校舎等を有効的に活用することとしている。

(1) 校地、運動場の整備計画

看護学研究科看護学専攻修士課程の設置を計画している本学のキャンパスは、大阪府吹田市に位置し、現在、校地面積約50,483㎡を有していることから、学生の休息その他の利用のための適当な空地を含む十分な校地面積が確保されており、大学教育に相応しい環境を整えている。

運動場は、約44,692㎡の面積を確保しており、運動用の設備としては、ゴルフ練習場、テニスコート、体育館等を備えているとともに、学生の休息できる場所やその他の利用のための適当な空地についても十分に確保されており、大学教育に相応しい環境を整えている。

(2) 校舎等施設の整備計画

本学の校舎等施設は、延べ床面積約38,801.74㎡で、主要な教室等の内訳としては、講義室28室、演習室27室、実験・実習室24室、情報処理実習室6室、教員研究室83室、共同研究室1室、教員ミーティング室1室の他、図書館、学生ロッカー室、非常勤講師室、学長室、学部長室、会議室、事務室、キャリアセンター、健康管理室、カウンセリングルーム、売店などを整備していることから、校舎等施設の利用計画における教育研究上の支障はないものと考えている。

看護学研究科看護学専攻修士課程は、基礎となる看護学部看護学科を設置しているキャンパスに設置することから、既存の校舎等施設を有効的に利用することとしているが、看護学研究科看護学専攻修士課程の設置に伴い、収容定員12人分の大学院生共同研究室(約64.8㎡)1室を設けるとともに、共同研究室の設備として、デスク、ロッカー、ミーティングテーブル、コピー機などを配備し、大学院生の研究環境の整備を図ることとしている。(添付資料17)※時間割、大学院生共同研究室図面

専任教員の研究室の整備計画については、教員組織として計画している看護学研究科看護学専攻修士課程の専任教員12人のうち8名分は、既に整備されていることから、新規に採用する専任教員4名分の研究室(1室当り約30.19㎡)を整備することとしている。

設備の整備計画については、これまで大学全体で使用してきた教具・校具・備品 928点を有効的に転共用するとともに、看護学研究科看護学専攻修士課程の収容定員をふまえた授業科目や授業形態を実施するために必要となる新たな設備として、教具・校具・備品145点を整備することとしている。

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

① 図書等の資料の整備計画

本学の図書館における図書等の資料については、令和2年3月現在、図書206,454冊（うち外国書33,774冊）を所蔵しているとともに、学術雑誌3,799種（うち外国雑誌2,336種）、電子ジャーナル3,635種、映像資料等のほか、視聴覚資料804点や学術データベース5点の整備がなされており、充実した教育研究環境を整えている。

看護学研究科看護学専攻修士課程の設置計画にともなう図書等の資料の整備計画としては、これまで、大学全体として整備してきた専門分野の資料として、看護学・医学・衛生学・栄養学・薬学・臨床心理学などの専門図書16,816冊、学術雑誌85種（うち外国書15種）、電子ジャーナル2,635種、視聴覚資料437点、学術データベース2点を備えていることから、これらを有効的に共用するとともに、高度な看護学分野の教育研究を行うために必要となる図書等の資料の整備計画として、専門図書193冊（うち外国書15冊）を新たに整備することとしている。（添付資料18）※図書等購入一覧

② 図書館の整備計画

本学の図書館では、大学全体の収容定員の約40%にあたる381席の閲覧座席数を整備しているほか、開架式書架及び閉架式書庫、貸出・返却・レファレンスカウンター、ラーニングcommons、視聴覚コーナー、自習コーナーなどを整備しているとともに、情報探索用パソコン19台、タブレット端末7台、蔵書探索用パソコン4台、コピー機1台を設置している。

図書館の蔵書管理については、図書館運用システムの導入により、インターネットからデータベース化された書誌情報の検索が可能であり、情報探索用パソコンについては、学内LANを経由して、インターネット利用や学術データベース利用を可能としている。

また、日本図書館協会や私立大学図書館協会、日本看護図書館協会への加盟をはじめ、国立情報学研究所の目録所在情報サービスに加盟しているとともに、各種研修会等での情報交換や文献複写、相互貸借等のサービスにおいて、他大学図書館との連携を図っている。

8 基礎となる学部との関係

看護学研究科看護学専攻修士課程の教育研究の柱となる領域は、患者の主体性を尊重したより良い看護サービスの提供とともに、患者の病状や病態の状況に応じた看護

ケアを効果的・効率的に提供するための論理的知識及び観察力や判断力を高める「看護統合分野」、様々な健康状態や多様な場で看護を必要とする人々への看護に対する批判的検討ができ、対象者の症状の変化や状態に応じた的確な看護判断と適切な看護技術の提供ができる能力を高める「看護領域分野」の2分野から構成する。

教育研究の柱となる領域（分野）のつながりについては、「資料⑭ 基礎となる学部との関係図」のとおりとする。（添付資料 19）※基礎となる学部との関係図

9 入学者選抜の概要

看護学研究科看護学専攻修士課程では、看護学に関する高度な知識に裏打ちされた質の高い看護ケアの提供ができる能力や看護実践の場で生じる課題を探究し、その成果を看護実践の質の改善や向上に活かすことのできる能力を有した看護職者を養成することから、以下の入学者の受入方針により入学者選抜を行うこととする。

(1) 入学者の受入方針

看護学研究科看護学専攻修士課程では、大学院への入学者の受入れと入学後の教育に有機的なつながりを持たせることから、学部段階で看護学分野に関する基礎的、基本的な知識や能力を修得した者を受け入れることとしており、入学受入れの対象者としては、看護師の免許を有する者で学士の学位を有する者、又は入学前年度までに取得の見込みのある者とするとともに、既に医療現場等において、看護師資格を有して、看護実践に携わる社会人を受け入れることにより、教育機会の拡大と多様な学生の受入れに対応することとしている。

看護学研究科看護学専攻修士課程では、養成する人材及び教育課程の編成の考え方をふまえて、次のとおり、入学者の受入方針を設定する。

- 1 看護学分野に対する強い興味と関心並びに学修意欲を有している。
- 2 看護学分野の基礎的な知識及び基本的な能力と態度を有している。
- 3 物事を多面的かつ論理的に考察し、適切に判断することができる。
- 4 自分の考えを的確に表現し、相手に確実に伝達することができる。

(2) 入学者選抜の実施方法

入学者選抜の実施方法としては、看護学研究科看護学専攻修士課程における養成する人材の目的や入学者の受入方針をふまえたうえで、一般入試と社会人入試により選抜する。

入試形態ごとの入学想定者数は、千里金蘭大学の看護学部¹に在籍している者及び設置圏周辺の病院をはじめとする医療機関等に勤務している看護職者を対象とした看護学研究科看護学専攻修士課程への受験意向や進学意向等に関するアンケート調査結果から、一般入試2人、社会人入試4人としている。

① 一般入試

一般入試は、学部卒業後、継続して大学院教育を希望する者及び看護師として医療機関等における勤務経験が3年未満の者を対象とする。なお、看護師として医療機関等における3年

以上の勤務経験を有する者が、一般入試を希望する場合は、受験を認めることとする。

一般入試の実施時期については、9月と2月とし、実施方法については、事前に提出する研究計画の概要に基づく書面審査に加えて、学力試験として看護分野に関する出題を中心とする筆記試験を課すとともに、面接試験を実施する。

② 社会人入試

社会人入試は、実務経験を通じた明確な課題認識や問題意識を重視することから、看護師として医療機関等における3年以上の勤務経験を有する者を対象とする。

社会人入試の実施時期については、9月と2月とし、実施方法については、事前に提出する成績証明書及び研究計画の概要に基づく書面審査に加えて、看護分野をテーマとする小論文と面接試験を実施する。

なお、社会人入試においては、実務経験を通じた課題認識や問題意識とその解決にむけた学修意欲を重視することから、一般入試と選抜方法が異なる小論文を課すこととし、入学希望者の研究計画に関連した看護分野をテーマとする記述試験により、一般的な学力試験では判定することが難しい、課題認識や問題意識と学修意欲についての判定を行うこととする。

(3) 入学者選抜の実施内容及び判定方針

入学者選抜の実施内容については、書面審査では、一般入試及び社会人入試ともに、願書提出時に提出された研究計画の概要により、研究課題や調査方法の適切性について判定するとともに、入学者の受入方針における「看護学分野に対する強い興味と関心並びに学修意欲を有している」ことについて判定することとし、社会人入試では、提出された成績証明書により、本研究科での学修に必要となる看護学分野全般に関する既修状況を確認し、入学者の受入方針における「看護学分野の基礎的な知識及び基本的な能力と態度を有している」ことについて判定する。

一般入試における筆記試験では、本研究科での学修に必要となる看護学分野全般の知識を問うこととし、看護師国家試験での出題傾向を踏まえ、看護現場において特に必要とされる専門知識の理解度について問うとともに、看護の現場で直面しうる状況等を設定し、それに対応する理解力や判断力を問う専門試験を課すことにより、入学者の受入方針における「看護学分野の基礎的な知識及び基本的な能力と態度を有している」ことについて判定する。

社会人入試における小論文では、入学希望者の研究計画に関連した看護テーマに関する記述試験を課すことにより、実務経験を通じた課題認識や問題意識の明確性を問うとともに、本研究科での学修に必要となる論理性や考察力、判断力及び思考力や表現力、伝達力などの基礎的素養について判定することとし、入学者の受入方針における「物事を多面的かつ論理的に考察し、適切に判断することができる」こと及び「自分の考えを的確に表現し、相手に確実に伝達することができる」ことについて判定する。

面接試験では、一般入試及び社会人入試ともに、本研究科への入学に対する熱意や志望動機及び学修意欲について確認するとともに、看護領域に関連する口頭試問を課すことにより、本研究科での学修に必要となる論理性や考察力、判断力及び思考力や表現力、伝達力などの基礎的素養について判定することとし、入学者の受入方針における「看護学分野に対す

る強い興味と関心並びに学修意欲を有している」こと、「物事を多面的かつ論理的に考察し、適切に判断することができる」こと及び「自分の考えを的確に表現し、相手に確実に伝達することができる」ことについて判定する。

各選抜形態における評価基準の割合については、一般入試における評価基準の割合は、書面審査30%、筆記試験40%、面接試験30%とし、社会人入試における評価基準の割合は、書面審査30%、小論文40%、面接試験30%として、総合的な判定を行う。

10 管理運営

看護学研究科の管理運営については、運営において一定の独立性を確保し、カリキュラム等で独自の運営ができる仕組みとすることから、千里金蘭大学大学院学則第35条に基づき、「看護学研究科委員会」を設置することとし、「看護学研究科委員会規程」を制定する。(添付資料 20)※看護学研究科委員会規程

「看護学研究科委員会」は、研究科長及び大学院担当の専任教員 12 人を委員として構成し、定例的に月 1 回開催することとし、(1) 学生の入学、修了に関する事項、(2) 研究指導、学位論文及び学位の授与に関する事項、(3) 本研究科の教育課程に関する事項、(4) 学生の表彰及び懲戒に関する事項、(5) その他学長の諮問する事項について、学長が決定を行うに当たりその内容を審議し意見を述べるものとする。

その他、(1) 学術研究に関する事項、(2) 学生の休学、退学、除籍、その他学生の身分に関する事項、(3) 学生の厚生指導に関する事項、(4) 学則に関する事項、(5) その他本研究科に関する重要な事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べるができることとする。

11 自己点検・評価

(1) 実施方法

大学教育における教育の理念や目標に照らして、教育活動及び研究活動の状況を点検、評価することにより、現状を正確に把握、認識するとともに、その達成状況を評価し、評価結果に基づく改善の推進を図ることを目的として、自己点検・評価を実施する。

自己点検・評価の実施方法は、自己点検・評価を自らの教育研究活動の改善のサイクルの中に明確に位置付け、自己点検・評価を行う責任体制を明確にしたうえで、自己点検・評価項目ごとに、自己点検・評価委員会による自己点検・評価を行うこととする。特に、教育活動と研究活動を中心として、大学の組織的な教育評価及び個々の教員の教育活動に対する評価の両面から実施するとともに、教育研究活動の水準向上の目標を定め、その達成状況を評価し、評価の結果を改革に結び付けるシステムとして実施する。

(2) 実施体制

自己点検・評価は、全教職員により全学的に取り組むことを基本とし、自己点検・評価委員会規程に基づく自己点検・評価委員会を設置することとし、学長の統括のもとに、組

織的な自己点検・評価を実施する。

本学では、自主性と自律性のもとに、継続性と改革性、客観性の観点から、自己点検・評価を実施することができる評価体制の整備を目指すとともに、課題認識のもとに、中期的な目標設定と具体的な計画策定を行い、その達成状況の評価及び評価結果の活用が可能となるシステムの構築を目指すこととしている。

(3) 公表及び評価項目

自己点検・評価の結果については、積極的に社会に公表し、社会の評価を受けることを通して、教育内容や方法の継続的な見直しや改善を図ることにより、自らの教育研究水準の一層の向上に努めていくとともに、これらの効果を一層確かなものとするために、自己点検・評価の結果について外部検証を行うこととする。

なお、大学院及び研究科における自己点検・評価の項目については、自己点検・評価の基本方針をふまえたうえで、以下の視点を重視した設定としている。

- 1 研究科の目的・教育目標
- 2 教育課程
- 3 研究科組織
- 4 教育内容・方法
- 5 教育研究活動
- 6 学生支援
- 7 研究科運営
- 8 地域・社会活動
- 9 情報発信
- 10 自己点検・評価

12 情報の公表

(1) 実施方法

本学では、大学設置基準及び学校教育法の改正による「教育研究活動等に関する情報公表」の義務化を受けて、大学の運営や教育研究等の諸事業について、公的な教育機関としての社会的説明責任を果たすとともに、公正かつ透明性の高い運営を実現し、教育研究活動の質的向上を図ることを目的として情報公表に努めている。

看護学研究科においても同様に、ステークホルダーが適切に必要な情報を得られるよう配慮し、研究科等における人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的について情報を公表していくこととする。

看護学研究科の教育情報の公表は、インターネットを利用し広く周知を図ることとしており、ホームページのアドレスは、「<http://www.kinran.ac.jp>」で、検索方法は、「トップ>>大学案内>>情報公表」により閲覧することができるよう準備する。

(2) 実施項目

本学では、次の教育研究活動等の状況についての情報を公表している。

- 1 大学の教育研究上の目的に関すること
- 2 教育研究上の基本組織に関すること
- 3 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- 4 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- 5 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- 6 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- 7 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- 8 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- 9 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 10 その他の関連する情報
 - ・教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報
 - ・学則等各種規程
 - ・設置認可申請書
 - ・設置届出書
 - ・設置計画履行状況等報告書
 - ・自己点検・評価報告書
 - ・認証評価の結果

(3) 公表内容

教育研究活動等の状況についての情報を公表するに際しては、以下の点に留意したうえで行っている。

- 1 大学の教育研究上の目的に関する情報については、学部、学科又は課程等ごとに、それぞれ定めた目的を公表する。
- 2 教育研究上の基本組織に関する情報については、学部、学科又は課程等の名称を明らかにする。
- 3 教員組織に関する情報については、組織内の役割分担や年齢構成等を明らかにし、効果的な教育を行うため組織的な連携を図っていることを明らかにする。
- 4 教員の数については、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することとし、法令上必要な専任教員数を確保していることや男女別、職別の人数等の詳細をできるだけ明らかにする。
- 5 各教員の業績については、研究業績等にとどまらず、各教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより、教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など、当該教員の専門性と提供できる教育内容に関することを確認できるといふ点に留意したうえで公表する。
- 6 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関

する情報については、学校基本調査における大学の回答に準じて公表する。

- 7 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する情報については、教育課程の体系性を明らかにする観点に留意するとともに、年間の授業計画については、シラバスや年間授業計画の概要を活用する。
- 8 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する情報については、必修科目、選択科目の別の必要単位修得数を明らかにし、取得可能な学位に関する情報を明らかにする。
- 9 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する情報については、学生生活の中心であるキャンパスの概要のほか、運動施設の概要、課外活動の状況及びそのために用いる施設、休息を行う環境その他の学修環境、主な交通手段等の状況をできるだけ明らかにする。
- 10 授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関する情報については、教材購入費、施設利用料等の費用に関することをできるだけ明らかにする。
- 11 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する情報については、留学生支援や障がい学生支援など大学が取り組む様々な学生支援の状況をできるだけ明らかにする。

13 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(1) 実施体制

教育内容等の改善の組織的な研修等については、「看護学研究科FD委員会規程」を制定するとともに、当該委員会規程に基づき、看護学研究科の専任教員及び事務職員で構成される「看護学研究科FD委員会」を設置し、授業方法の開発と改善を図るための計画の立案と実施の推進を図ることとする。(添付資料 21)※看護学研究科FD委員会規程

(2) 実施内容

教育内容等の改善の組織的な研修等の実施内容については、以下に掲げる項目による取り組みを行う。

- 1 シラバスの記載項目や記載内容、記載方法などに関する研究会を開催し規則を整備するとともに、個別教員に対する記載指導を実施する。
- 2 教員と大学院生による授業アンケート調査を実施するとともに、評価結果に基づき、各教員が授業の内容や方法の改善に役立てるための研究会を実施する。
- 3 授業科目の位置付けや到達目標、他の授業科目の内容や範囲などの接続関係について教員の相互理解を図るための研修会を実施する。
- 4 授業科目ごとの教育目標を効果的に達成するためのオリジナルの教科書や教材を開発するための研修会を実施する。
- 5 他の教員の授業を参観して、自らの授業の内容及び方法の改善に役立てるための教員相互の授業参観を実施する。
- 6 授業技術や教材開発に関する定期的な研究会と研究成果の発表会を開催するとともに、授業公開の一環として報告書を作成する。

目次

目次	…	p.1
1 吹田市要望書写し	…	p.2
2 大阪府看護協会要望書写し	…	p.3
3 調査報告書抜粋【添付資料3】	…	p.4
4 調査報告書抜粋【添付資料4】	…	p.5
5 調査報告書抜粋【添付資料5】	…	p.6
6 調査報告書抜粋【添付資料6】	…	p.7
7 学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針との関係図	…	p.8
8 教育課程編成・実施の方針と授業科目との対応関係	…	p.9
9 別記様式第3号（その3）	…	p.10
9-2 完成年度及び完成年度以降の専任教員採用計画	…	p.11
10 千里金蘭大学就業規則、65歳定年退職者の再雇用に関する規程 千里金蘭大学特命教員に関する規程、千里金蘭大学特別教員に関する規程	…	p.12
11 長期履修に関する規程	…	p.14
12 履修モデル	…	p.17
13 研究指導教員及び論文審査委員の選任に関する規則	…	p.18
13-2 研究指導スケジュール	…	p.19
14 看護学研究科学位論文審査基準	…	p.20
15 千里金蘭大学「人を対象とする研究倫理規程」、「看護学研究科倫理審査細則」	…	p.21
16 研究実施計画審査申請書	…	p.28
17 時間割、看護学研究科共同研究室図面	…	p.31
18 図書等購入一覧	…	p.34
19 基礎となる学部との関係図	…	p.38
20 看護学研究科委員会規程	…	p.39
21 看護学研究科FD委員会規程	…	p.41

2 吹健医第 1591 号

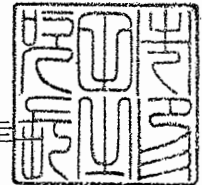
令和 2 年 10 月 28 日

(2020 年)

千里金蘭大学

学長 島崎 靖久 様

吹田市長 後藤 圭



千里金蘭大学大学院の設置に関する要望書

平素より、吹田市政の推進に格別なる御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、第4次総合計画において「健康・医療のまちづくり」を政策として掲げ、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、生活の質を高めながら健康寿命を延ばし、すこやかで安心して暮らせるまちを目指し、北大阪健康医療都市（健都）を中心にさまざまな取組を、関係団体や市民の皆様の御協力のもと、実施しているところです。

また、本市は本年4月の中核市移行に伴い、市保健所を設置し、大阪府と連携しながら、市民が安心して医療を受けることができる医療提供体制の構築を進めています。

本市における各種医療施策の推進においては、高度な地域医療の課題解決力や、看護実践力を修得した看護職者の御協力が欠かせない要素の一つです。

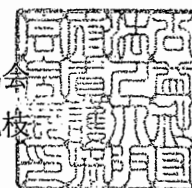
そのため、貴学園が大学院の設置により、看護教育・研究のさらなる質的向上を目指すとともに、質の高い看護ケアを提供する能力や看護実践上の課題を探求し、その成果を看護実践の質の改善や向上に生かすことができる看護職者を養成することは、本市の各種医療施策の推進に多大なる貢献をもたらすものと期待します。

さらに、学習意欲の高い看護職者の学習機会を確保することは、看護職者の生涯学習ニーズに応えるものであり、地域における看護ケアや看護実践のさらなる質の向上にも貢献できるものであることから、貴学園における看護学部を基礎とする大学院の設置を強く要望するものです。

令和2年11月6日

千里金蘭大学
学長 島崎 靖久 様

公益社団法人 大阪府看護協会
会 長 高橋 弘枝



千里金蘭大学大学院看護学研究科看護学専攻
修士課程設置についての要望書

平素は、看護師養成に格別のご尽力を賜り誠にありがとうございます。千里金蘭大学におかれましては、平成20年に看護学部を設立されて以降、専門的知識と技能を習得した高い倫理観を持つ看護職者の養成に努めておられます。

本協会では、新型コロナ発症において、医療チームの中核を担う「看護職の働き」に、社会からの期待と関心が高まる中、令和2年度の重点事業として、1. 地域包括ケアにおける看護提供体制の構築、2. 看護職の人材育成及び役割拡大の推進、3. 看護職が働き続けられる労働環境づくりの推進、4. 災害等危機管理体制の構築を掲げ、時代のニーズに柔軟に対応すると共に、「看護の力で健康な社会を！」をテーマに、世界中で行われているNursing nowキャンペーンに取り組んでおります。

貴学園が看護学部を基礎とする大学院を設置し、看護学に関する高度な知識に裏打ちされた質の高い看護ケアの提供ができる看護職者や看護の課題を探究し質の改善や向上に活かすことのできる看護職者を養成することは、本協会における看護施策の推進に多大なる貢献をもたらすものと期待するところであります。

また、継続的な看護生涯教育を推進するための仕組みが求められている中、大学院を設置することは、当該推進に貢献するものであり、学習意欲の高い看護職者の要望に応えるものであることから、ここに看護学に関する高度な知識に裏打ちされた質の高い看護ケアの提供ができる看護職者や看護の課題を探究し質の改善や向上に活かすことのできる看護職者を養成する大学院の設置を強く要望する次第です。

看護学研究科看護学専攻修士課程の進学需要等に関するアンケート調査結果報告書－抜粋－

1. 大学院教育の必要性

設置圏周辺の病院をはじめとする医療機関等に対して、大学院教育の必要性について質問したところ、「看護職者の生涯学習ニーズへの対応の観点から必要」と回答した医療機関等は、回答件数 61 件の約 32.79%にあたる 20 件、「専門性の高い職務を担う人材の育成の観点から必要」と回答した医療機関等は、回答件数 61 件の約 67.21%にあたる 41 件となっている。

問1 大学院教育の必要性

No.	カテゴリ	件数/件	全体/%
1	看護職者の生涯学習ニーズへの対応の観点から必要	20	32.79
2	専門性の高い職務を担う人材の育成の観点から必要	41	67.21
3	その他	0	0.00
	未回答・不明	0	0.00
	合計	61	100.00

看護学研究科看護学専攻修士課程の進学需要等に関するアンケート調査結果報告書－抜粋－

3. 大学院教育に期待する修得させる能力

設置圏周辺の病院をはじめとする医療機関等に対して、大学院教育に期待する修得させる能力について質問したところ、「看護の課題を探究し質の改善や向上に活かすことのできる能力」と回答した医療機関等が、回答件数 122 件の約 40.16%にあたる 49 件で最も多く、次いで「高度な知識に裏打ちされた質の高い看護ケアを提供できる能力」と回答した医療機関等が、回答件数 122 件の約 23.77%にあたる 29 件となっている。

問3 大学院教育に期待する修得させる能力（優先順位の高いものを2つ選択）

No.	カテゴリ	件数/件	全体/%
1	高度な知識に裏打ちされた質の高い看護ケアを提供できる能力	29	23.77
2	看護の課題を探究し質の改善や向上に活かすことのできる能力	49	40.16
3	看護職者に対して看護ケア方法に関する指導や助言ができる能力	16	13.11
4	他職種や医療関係者との連携を図り効果的な調整ができる能力	15	12.30
5	特定分野の看護実践能力に優れ卓越した看護を実践できる能力	13	10.66
6	その他	0	0.00
	未回答・不明	0	0.00
	合計	122	100.00

看護学研究科看護学専攻修士課程の進学需要等に関するアンケート調査結果報告書－抜粋－

4. 看護学研究科看護学専攻修士課程で養成する人材

設置圏周辺の病院をはじめとする医療機関等に対して、千里金蘭大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程で養成する人材について質問したところ、「必要性を感じる」と回答した医療機関等は、回答件数 61 件の約 86.89%にあたる 53 件となっており、千里金蘭大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程で養成する人材の必要性の高さがうかがえる。

問4 看護学研究科看護学専攻修士課程で養成する人材

No.	カテゴリ	件数/件	全体/%
1	必要性を感じる	53	86.89
2	必要性を感じない	7	11.48
	未回答・不明	1	1.64
	合計	61	100.00

看護学研究科看護学専攻修士課程の進学需要等に関するアンケート調査結果報告書－抜粋－

5. 看護学研究科看護学専攻修士課程で学んだ修了生の採用

設置圏周辺の病院をはじめとする医療機関等に対して、千里金蘭大学大学院の看護学研究科で学んだ修了生の採用について質問したところ、「採用したい」と回答した医療機関等は、回答件数 61 件の約 24.59%にあたる 15 件、「採用を検討したい」と回答した医療機関等は、回答件数 61 件の約 54.10%にあたる 33 件となっており、千里金蘭大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程で学んだ修了生への採用意向の高さがうかがえる。

このような設置圏周辺の病院をはじめとする医療機関等に限定した調査結果においても、千里金蘭大学大学院の看護学研究科看護学専攻修士課程で学んだ修了生への積極的な採用意向が示されている。

問5 看護学研究科看護学専攻修士課程で学んだ修了生の採用

No.	カテゴリ	件数/件	全体/%
1	採用したい	15	24.59
2	採用を検討したい	33	54.10
3	採用は考えない	7	11.48
4	その他	5	8.20
	未回答・不明	1	1.64
	合計	61	100.00

学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針との関係図

	学位授与の方針	教育課程編成・実施の方針	授業科目	
1)	保健・医療・福祉を取り巻く環境の変化、国や地域による健康づくりへの取り組みの理解及び看護実践の基盤となる幅広い知識や能力を修得している。	保健・医療・福祉分野における諸課題や医療系人材の役割及び健康推進や健康支援のあり方など看護実践の基盤となる知識の理解を深めるとともに、論理的・実証的な考察力を高めるための科目群を設ける。	【基盤科目】 保健医療学特論 ヘルスプロモーション特論	医療安全特論 保健統計特論 医療情報特論
2)	看護実践に対応する論理的な知識や知見の深い理解とともに、根拠ある看護実践を展開するために必要となる高度な専門知識や能力を修得している。	患者の主体性を尊重したより良い看護サービスの提供とともに、対象者の病状や病態の状況に応じた看護ケアを効果的・効率的に提供するための論理的知識及び観察力や判断力を高めるための科目群を設ける。	【共通科目】 看護倫理特論 看護キャリア開発特論 看護理論特論 臨床病態生理学特論	臨床推論特論 フィジカルアセスメント特論 臨床薬理学特論 疾病・臨床病態特論
3)	看護の対象の特性を加味したうえで、臨床場面の複雑性を認識しながら対象者のニーズに応えるための看護実践に関する知識と能力を修得している。	様々な健康状態や多様な場で看護を必要とする人々への看護に対する批判的検討ができ、患者の症状の変化や状態に応じた的確な看護判断と適切な看護技術の提供ができる能力を高めるための科目群を設ける。	【領域科目】 療養生活支援看護特論 療養生活支援看護演習	地域・家族支援看護特論 地域・家族支援看護演習
4)	看護実践の場で生じる諸課題を科学的に探究し、その成果を看護実践の質の改善や向上に活かすための研究手法に関する知識や能力を修得している。	看護実践を質的・量的な側面から扱う研究手法や看護実践に係る諸課題を探究するための研究計画の立案や批判力、論理性、表現力及び看護研究における倫理的配慮に関する理解を深めるための科目群を設ける。	【研究科目】 看護研究方法 看護特別研究	

※赤字：必修科目

※青字：選択必修科目

※緑字：選択科目

教育課程編成・実施の方針と授業科目との対応関係

教育課程編成・実施の方針		授業科目	
1)	保健・医療・福祉分野における諸課題や医療系人材の役割及び健康推進や健康支援のあり方など看護実践の基盤となる知識の理解を深めるとともに、論理的・実証的な考察力を高めるための科目群を設ける。	【基盤科目】 保健医療学特論 ヘルスプロモーション特論	医療安全特論 保健統計特論 医療情報特論
2)	患者の主体性を尊重したより良い看護サービスの提供とともに、対象者の病状や病態の状況に応じた看護ケアを効果的・効率的に提供するための論理的知識及び観察力や判断力を高めるための科目群を設ける。	【共通科目】 看護倫理特論 看護キャリア開発特論 看護理論特論 臨床病態生理学特論	臨床推論特論 フィジカルアセスメント特論 臨床薬理学特論 疾病・臨床病態特論
3)	様々な健康状態や多様な場で看護を必要とする人々への看護に対する批判的検討ができ、患者の症状の変化や状態に応じた的確な看護判断と適切な看護技術の提供ができる能力を高めるための科目群を設ける。	【領域科目】 療養生活支援看護特論 療養生活支援看護演習	地域・家族支援看護特論 地域・家族支援看護演習
4)	看護実践を質的・量的な側面から扱う研究手法や看護実践に係る諸課題を探究するための研究計画の立案や批判力、論理性、表現力及び看護研究における倫理的配慮に関する理解を深めるための科目群を設ける。	【研究科目】 看護研究方法 看護特別研究	

別記様式第3号(その3)

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	人	3人	2人	1人	1人	7人	
	修 士	人	人	人	人	人	1人	1人	2人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准教授	博 士	人	人	1人	1人	人	人	人	2人	
	修 士	人	人	1人	人	人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	人	1人	4人	2人	1人	1人	9人	
	修 士	人	人	1人	人	人	1人	1人	3人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	

完成年度及び完成年度以降の専任教員採用計画

区分	令和5年度（完成年度）末	令和6年度～令和8年度
退職予定	定年規定により教授4名が退職予定	定年規定により教授2名が退職予定
採用予定	公募等により、博士の学位、大学等における教育歴、看護管理分野に関する研究業績を有する中堅（50歳～54歳）の教授1名を採用	公募等により、博士の学位、大学等における教育歴、基礎看護分野に関する研究業績を有する中堅の准教授1名（50歳～54歳）を採用
	公募等により、博士の学位、大学等における教育歴、成人看護分野に関する研究業績を有する若手の准教授1名（45歳～49歳）を採用	公募等により、博士の学位、大学等における教育歴、公衆衛生看護分野に関する研究業績を有する中堅の准教授1名（55歳～60歳）を採用
	公募等により、博士の学位、大学等における教育歴、地域看護分野に関する研究業績を有する若手の准教授1名（45歳～49歳）を採用	
	公募等により、博士の学位、大学等における教育歴、医療安全分野に関する卓越した研究業績を有する教授1名（60歳～64歳）を採用	

大学院開設以降における専任教員年齢構成の推移

年齢層	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
70歳～	1人	1人	—	—	—	—
65歳～69歳	2人	2人	—	—	—	—
60歳～64歳	3人	3人	3人	4人	5人	3人
55歳～59歳	2人	2人	2人	1人	—	3人
50歳～54歳	2人	2人	4人	5人	6人	7人
45歳～49歳	3人	3人	4人	3人	2人	—
平均年齢	57.3歳	58.2歳	54.0歳	55.0歳	56.0歳	54.8歳

※現員教員は実年齢、採用予定教員は各年齢層の中間年齢（例えば、50歳～54歳の場合は52歳）により算出した。

[千里金蘭大学就業規則]

(退職)

第 10 条 職員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、退職するものとする。

- (1) 休職期間が満了し復職されなかったとき
- (2) 定年に達したとき
- (3) 死亡したとき

2 定年に関する規程は、別に定める。

[65 歳定年退職者(大学教員)の再雇用に関する規程]

(目的)

第 1 条 この規程は、千里金蘭大学の教員であって、65歳定年退職後再雇用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「再雇用」とは、本学園の千里金蘭大学定年規程に基づき定年退職した教員を、その退職日の翌日の4月1日から引き続き雇用することをいい、この規程の第4条に基づく雇用期間を終了した場合に雇用を更新することを含む。

(対象基準)

第 3 条 再雇用の対象となる者は、学校がその者の勤務を特に必要とし、理事会の議を経た者とする。但し専任者に準ずる勤務条件として基準コマ数の担当が可能な者とする。

(期間及び更新)

第 4 条 再雇用の期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。なお、再雇用期間満了後に雇用を更新することができるが、70歳を限度とする。

[千里金蘭大学特命教員に関する規程]

(定義)

第 2 条 特命教員とは、本学の教育・研究・運営にとって不可欠と認められる満65歳以上の者であって、勤務・給与等の労働条件について特例の扱いをすることを条件として、採用する者をいう。

(期間)

第 7 条 特命教員の雇用期間は、1年とする。ただし、雇用期間満了後も本学の教育・研究・運営に不可欠と本学が認めた場合、1年ごとに雇用契約を更新することがある。

2 前項の定めにかかわらず、特命教員の雇用契約の更新は、4回を限度とする。

3 前2項の定めにかかわらず、満70歳に達した特命教員の雇用契約は更新しない。

[千里金蘭大学特別教員に関する規程]

(定 義)

第 2 条 特別教員とは、本学の教育・研究・運営上不可欠な満70歳以上の者をいう。

(期 間)

第 6 条 特別教員の雇用期間は、1年とする。ただし雇用期間満了後も本学の教育・研究・運営上不可欠と本学が認めた場合、1年ごとに雇用契約を更新することがある。
2 前項の定めにかかわらず、満75歳に達した特別教員の雇用契約は更新しない。

千里金蘭大学大学院「長期履修に関する規程」(案)

(趣 旨)

第1条 この規程は、千里金蘭大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第7条の規定に基づき、長期履修の取扱いに関し必要な事項を定める。

(申請資格)

第2条 長期履修を申し出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、標準修業年限内での修学が困難な事情にあるものとする。ただし、単位の修得状況や学位論文の執筆状況などにより修了が延期となる者（いわゆる修了延期者）及び入院、療養、出産、長期出張、海外留学等の事由により一定期間履修することができない者を除く。

- (1) 職業を有し、就業している者で、著しく学修時間の制約を受ける者
- (2) 家事、育児、介護等により、著しく学修時間の制約を受ける者
- (3) その他やむを得ない事情を有すると学長が認めた者

(長期履修の期間)

第3条 長期履修の期間は、標準修業年限の2倍を超えない範囲内において認める。ただし、在学中から長期履修を認められた者の長期履修期間は、未修学年数の2倍に相当する年数以内とする。

(在学年限)

第4条 長期履修を認められた者の在学年限は、認められた長期履修期間に2年を加えた年数を超えることができない。

- 2 在学中から長期履修を認められた者の在学年限は、既修在学期間に認められた長期履修期間及び2年を加えた年数を超えることができない。

(休学期間)

第5条 長期履修を認められた者の休学期間は、大学院学則第17条の定めるところによる。

(申請手続)

第6条 長期履修を希望する者は、所定の期日までに、長期履修申請書（別記様式）により学長に申し出るものとする。

- 2 前項の申し出があったときは、当該研究科の研究科委員会の議を経て、学長が長期履修を認めるものとする。

(授業料等)

第7条 長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）の授業料等は、本大学院学則第41条に定める授業料及び教育充実費の総額を長期履修期間で分割して納入することができる。

(履修計画)

第8条 長期履修学生の授業科目の履修については、指導教員から十分な指導を受け、計画的に柔軟な履修計画を立てるものとする。

(履修登録単位数の制限)

第9条 長期履修学生が履修登録できる1学年当たりの単位数は、15単位を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情のある場合については、この限りでない。

(履修期間の変更)

第10条 長期履修学生は、認められた長期履修の期間の変更を申し出ることができない。

ただし、認められた長期履修の期間の短縮（長期履修の取りやめを含む。）については、一度に限り申し出ることができる。

2 長期履修学生は、再度長期履修の申し出を行うことはできない。

(長期履修の許可の取消し)

第11条 長期履修学生が本大学院学則若しくは諸規程に違反したとき、又は長期履修に関し虚偽の申請をしたときは、研究科委員会の議を経て、学長が長期履修の許可を取り消すことがある。学生の本分に反する行為のあった時も同様とする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和4(2022)年4月1日から施行する。

長期履修（長期履修期間短縮）申請書

年 月 日

千里金蘭大学大学院

学長 殿

学籍（受験）番号

氏 名

下記のとおり、長期履修（長期履修期間短縮）を希望するので申請します。

記

入学年月日	年 月 日
修了希望年月	年 月
履修期間	年 月
申請理由	
履修計画	
指導教員の意見	
指導教員氏名	

備考：就業している場合は、勤務証明書等を添付すること

看護学研究科 看護学専攻 修士課程 履修モデル

□養成する人材

看護学研究科看護学専攻修士課程では、学部教育で修得した看護学及び看護実践に関する専門的な知識や能力を一層深化させるとともに、看護実践に関する諸課題を科学的に探究するための知識や手法を身に付けることにより、看護学に関する高度な知識に裏打ちされた質の高い看護ケアの提供ができる能力や看護実践の場で生じる課題を探究し、その成果を看護実践の質の改善や向上に活かすことのできる能力を有した看護職者を養成する。

例えば、看護に関する高度な知識を実践に応用し、質の高い看護を提供することで、対象者のニーズに適切に応えることができるとともに、日々の看護における課題を研究対象として捉え探究し、研究成果を実践に還元することで、看護の質の向上に貢献できる看護職者を養成する。

○履修モデルA

医療機関等で治療や療養をしている人々を対象とする看護に関する理解を深め、対象者の疾病治療や健康回復と健康保持や疾病予防など、看護過程の特徴や構成要素に応じたケア機能を高める援助について探究するモデル

学年 科目区分	1 年前期		1 年後期		2 年前期		2 年後期		合計 単位数
基盤科目	保健医療学特論	2	医療安全特論	2					6
	ヘルスプロモーション特論	2							
共通科目	看護倫理特論	2	臨床推論特論	2					8
	看護理論特論	2	臨床病態生理学特論	2					
領域科目	療養生活支援看護特論			4					6
					療養生活支援看護演習	2			
研究科目	看護研究方法	2							10
	看護特別研究							8	
合計単位数		10		10		2		8	30

○履修モデルB

地域の多様な場で生活する様々な健康レベルにある人々を対象とする看護に関する理解を深め、対象者の特性や多様性及び症状改善のためのセルフケア支援など多様な場の特性に応じたケア機能を高める援助について探究するモデル

学年 科目区分	1 年前期		1 年後期		2 年前期		2 年後期		合計 単位数
基盤科目	保健医療学特論	2	医療情報特論	2					6
	ヘルスプロモーション特論	2							
共通科目	看護倫理特論	2	臨床推論特論	2					8
	フィジカルアセスメント特論	2	疾病・臨床病態特論	2					
領域科目	地域・家族支援看護特論			4					6
					地域・家族支援看護演習	2			
研究科目	看護研究方法	2							10
	看護特別研究							8	
合計単位数		10		10		2		8	30

研究指導教員及び学位論文審査委員の選任に関する規則

(趣旨)

第1条 千里金蘭大学大学院看護学研究科における研究指導教員及び学位論文審査委員の選任については、この規則の定めるところによる。

(研究指導教員)

第2条 研究科委員会は、学生の専攻分野の研究を指導するため、研究科の教員の中から、学生ごとに研究指導教員を選任する。

- 2 研究指導教員は、主指導教員1人、副指導教員1人とする。
- 3 研究指導上、必要がある場合は、副指導教員1人を加えることができる。
- 4 主指導教員については、学生の専攻分野に関係の深い専門領域の教員とする。

(学位論文審査委員)

第3条 研究科委員会は、学位論文の審査のため、研究指導教員を除く研究科の教員の中から3人の学位論文審査委員を選任する。

- 2 学位論文審査委員は、主査1人、副査2人とする。
- 3 主査については、専門分野に関係の深い専門領域の教員を選任する。
- 4 副査2人のうち1人については、専門分野以外の者を選任する。
- 5 研究科委員会が必要と認めた場合には、研究指導教員を副査の1人として選任することができる。

(規則の改廃)

第4条 本規則の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

履修指導及び研究指導スケジュール

	【履修指導】	【研究指導】
入学前		事前相談
1年次 (前期)	オリエンテーション ↓ 履修ガイダンス ↓ 個別履修指導	研究計画の概要
		研究指導教員確定 ↓ 研究指導 ↓ 研究計画に関する報告会 (研究計画全体についての確認・指導)
(後期)	個別履修指導	研究指導 ↓ 研究計画書及び倫理審査申請書提出
2年次 (前期)	個別履修指導	研究指導 ↓ 研究計画に関する中間報告会 (研究計画の進捗状況等の確認・指導)
(後期)	個別履修指導	研究指導 ↓ 論文及び論文審査申請書提出 ↓ 論文審査 ↓ 論文要旨提出 ↓ 論文発表会 (論文内容の報告) ↓ 最終試験 (口頭試問) (研究内容等の説明聴取) ↓ 修了認定

看護学研究科看護学専攻修士課程における論文審査基準（案）

【論文審査に係る基本要件】

- 1 修士の学位を受ける者は、本学大学院における学位授与の方針に基づき、当該専門分野の学力、能力、資質を満たすと認められる必要がある。
- 2 修士の学位を受ける者は、審査委員による最終試験として実施される口頭試問において、質疑に対し明解に応答しなければならない。
- 3 修士論文は、本人のオリジナルでなければならない。
- 4 修士論文は、著作権、肖像権、その他の本人以外の権利を侵害してはならない。
- 5 修士論文は、適正に行われた研究に基づき作成されたものでなければならない。

【論文審査に係る評価基準】

看護学の領域において学術的意義が高い論文若しくは、臨床実践の場において有用性が高い論文であること。

論文審査は、下記の項目について評価し、総合的に判定する。

- 1 看護学及び看護実践への貢献が高く、明らかなものであること。
- 2 研究の背景・意義について先行研究を検討して整理されていること。
- 3 研究の目的が明確に提示されており、具体的に定義されていること。
- 4 研究の目的に応じた適切な研究の手法や方法が選択されていること。
- 5 研究計画・実施における倫理的な配慮が適切になされていること。
- 6 研究の成果において独創性や新規性、発展性が論じられていること。
- 7 一貫した論旨で構成され、論理性に矛盾がなく、説得力があること。
- 8 研究の結果から目的に即した結論が適切に導き出されていること。
- 9 口頭試験における質疑応答の回答内容が適切かつ明確であること。

千里金蘭大学「人を対象とする研究倫理規程」(案)

【平成 22 年 2 月 1 日 制定】

(目 的)

第 1 条 この規程は、千里金蘭大学（以下「本学」という。）において、研究活動に従事する教員（以下「研究者」という。）が人を直接の対象とし、個人からその人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集・採取して行う研究（以下、「人を対象とする研究」という。）について、これが文部科学省及び厚生労働省の告示による「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成 26 年 12 月 22 日文部科学省・厚生労働省告示第 3 号（以下「倫理指針」という。））に準拠して適正に実施されるよう、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、倫理指針に定めるところによる。

(研究者の義務)

第 3 条 研究者は、人を対象とする研究を行うときには倫理指針を遵守しなければならない。

- 2 研究者が人を対象とする研究を行うときは、この規程の定めるところに基づいて実施するものとする。

(学長の責務)

第 4 条 学長は、研究者の人を対象とする研究が倫理指針に適正に基づいて実施されるよう、この規程の実施を統括し、人権の保護及び研究の透明性の確保に努めなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第 5 条 研究者が個人の情報、データ等を収集・採取するときは、予め研究対象者の同意を得ることを原則とする。

- 2 研究対象者の同意」には、個人の情報、データ等の取扱いおよび発表の方法等にかかわる事項を含むものとする。
- 3 研究者は研究対象者から当該個人の情報、データ等の開示を求められたときは、これを開示しなければならない。
- 4 研究者は、研究対象者が同意する能力がないと判断される場合は、本人に代わる者から同意を得なければならない。
- 5 研究対象者からの同意は、原則として文書でもって行うものとし、研究者はその記録を適切な期間保管しなければならない。
- 6 研究者は、研究対象者が同意を撤回したときは、その情報、データ等を廃棄しなければならない。

(倫理審査委員会の設置)

第6条 倫理指針に基づき、本学に人を対象とする研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任 務)

第7条 委員会は、研究に関する倫理上の基本的事項について調査、審議するとともに、研究者から申請された研究の実施計画について倫理的、社会的及び科学的な観点から審査する。

(組 織)

第8条 委員会は、医学・医療の専門家及び人文・社会科学の有識者等から構成するものとし、次の各号をもって組織する。

- (1) 生活科学部長、看護学部長及び研究科長
- (2) 各学科及び研究科から選出された教員 各1名
- (3) 一般の立場を代表しうる学外の有識者 1名

2 前項各号の委員は、学長が委嘱する。

(任 期)

第9条 前条第1項第2号から第3号に定める委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第10条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員会は、生活科学部長、看護学部長及び研究科長の中から委員長を選出する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議 事)

第11条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席者をもって成立する。
- 3 本委員会の委員が申請者となる場合は、当該審査の判定に加わることができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(記 録)

第12条 委員会の議事については、記録を作成し、保存するものとする。

- 2 前項の記録は、委員会が特に必要と認めた場合は、公表することができる。
- 3 前項の場合において、同項の記録が実施計画の審査に係るものであるときは、第13条の規定により審査を申請した研究者（以下「申請者」という。）及びその関係者の同意を得なければならない。

(審査の申請)

第13条 研究実施計画について審査を受けようとする者は、研究実施計画審査申請書に研究に用いる資料を添え、学長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、本学に所属する教員及び学生等とするが、原則として、学生が行う研究に関しては、指導教員による指導の下で申請を行うものとする。
- 3 授業中に行う教育上必要な調査研究（以下「授業時調査研究」という。）の場合は、研究実施計画審査申請書のみの提出の場合でも受け付けるものとする。ただし、審査を受けようとする者は、研究に用いる資料の作成後には、速やかに学長に提出しなければならない。
- 4 前項の授業時調査研究とは、当該授業の進行上必要な調査研究であり、当該授業中に実施されるものである。ただし、ここでいう授業とは、授業科目である「卒業研究」及び「看護研究」を除いた授業を指す。
- 5 学長は、第1項及び第2項の申請があったときは、委員会に審査を付託するものとする。

（審 査）

- 第14条 委員会は、前条第4項の規定による審査の付託があったときは、直ちに審査を開始し、その結果を速やかに審査結果報告書により学長に報告しなければならない。
- 2 委員会は、前条第2項の規定による申請の場合も、研究実施計画審査申請書とともに研究に用いる資料が提出された後、審査を開始する。
 - 3 申請書の研究内容が「倫理指針」において規定されている「研究計画書の軽微な変更に関する審査」に該当する場合は、委員会は「倫理指針」に準じ、迅速な判断による処理を行う。
 - 4 委員会は、申請者をその申請に係る実施計画の審査を行う会議に出席させ、審査内容等を説明させ、意見を述べさせなければならない。
 - 5 委員会は、審査の過程で必要と認めるときは、学識経験者を委員会の審議に加えることができる。
 - 6 委員会は、実施計画の審査に当たっては、特に次に掲げる事項に留意しなければならない。
 - (1) 研究の対象となる個人の人権の擁護
 - (2) 研究の対象となる個人に理解を求め、同意を得る方法
 - (3) 研究によって生じ得る個人への影響、危険性の予測及び安全性の確保
 - (4) 研究の教育、学術、社会への貢献度
 - 7 委員会は、審査の経過を勘案して必要と認めるときは、申請者に対して、実施計画の変更を勧告することができる。

（判定の通知）

- 第15条 学長は、委員会の審査結果を尊重し、判定通知書を申請者に交付するとともに委員会にもその写しを提出しなければならない。
- 2 判定は、次に掲げる表示による。
 - (1) 承認

- (2) 条件付承認
- (3) 保留（再審査）
- (4) 不承認

- 3 第1項の通知には、前項第2号の表示の場合にあつてはその条件を、同項第3号及び第4号の表示の場合にあつてはその理由を、それぞれ付記しなければならない。

（実施計画の変更）

第16条 申請者は、第15条第2項第1号及び第2号の表示による審査の判定を受けた実施計画を変更しようとするときは、変更審査申請書を学長に提出し、その実施計画の変更について学長の承認を受けなければならない。

- 2 第13条第2項から第14条第3項までの規定は、前項の規定（実施計画の変更）を準用する。

（研究終了等の報告）

第17条 研究者は研究を終了又は中止したときは、委員会を経由して学長に研究終了（中止）報告書を提出しなければならない。

（保 存）

第18条 審査記録の保存、研究終了後5年間以上とする。

（その他）

第19条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

（規程の改廃）

第20条 この規程の改廃は大学協議会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程の成立をもって千里金蘭大学生生活科学部疫学研究倫理規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成22年10月8日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月9日から改正施行し、平成28年4月1日に遡って適用するものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和3（2021）年4月1日から施行する。

- 2 「疫学研究倫理規程」は、令和3（2021）年4月1日から「人を対象とする研究倫理規程」と改める。

附 則

この規程は、令和4（2022）年4月1日から施行する。

千里金蘭大学大学院「看護学研究科研究倫理審査細則」(案)

(目的)

第1条 この細則は、千里金蘭大学「人を対象とする研究倫理規程」(以下「規程」という。)に基づき、千里金蘭大学大学院看護学研究科に関わる研究倫理審査(以下「審査」という。)を実施するにあたり必要な事項を定める。

(審査対象)

第2条 人を対象とする研究倫理審査委員会(以下「委員会」という。)は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 看護学研究科の教員が行う、人を対象とした研究
- (2) 看護学研究科の学生が授業の一環として行う、人を対象とした研究
- (3) その他、委員会が必要と認めた事項

(審査の申請)

第3条 前条に定める研究を行おうとする者は、規程第13条の規定により、研究実施計画審査申請書に研究に用いる資料を添え、学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の申請を受理した場合は、委員会に審査を付託しなければならない。

(審査内容)

第4条 委員会の審査は、規程第14条第6項各号に掲げる事項に基づき検討しなければならない。

- 2 前項に基づき検討する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 課題名
 - (2) 研究の目的
 - (3) 研究対象及び方法(予定対象者数・年齢層、研究実施期間、データの保持責任者及び保存期間等)
 - (4) 研究の対象となる個人および家族などの尊厳と人権擁護、個人情報保護についての方法
 - (5) 対象者への事前の説明および自由意思による同意と撤回の自由、研究に関する問い合わせ先
 - (6) 研究協力に伴う対象者の利益、不利益および対処法
 - (7) 研究結果の公表方法
 - (8) 研究助成金の有無(助成元との利害関係、利益相反等)
 - (9) 本学以外の研究倫理審査機関による承認の有無
 - (10) 確認事項(研究実施機関・施設の責任者許可等)

(判 定)

第 5 条 審査の判定は、規程第 15 条に基づき、次に掲げる表示によるものとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 保留（再審査）
- (4) 不承認

- 2 前項の判定に係る基準は、千里金蘭大学「人を対象とする研究倫理審査に関する申し合わせ事項」に基づく。

(審査結果の通知)

第 6 条 委員会は、審査終了後速やかに審査結果報告書により学長に報告しなければならない。

- 2 学長は、委員会の審査結果を尊重し、判定通知書を申請者に交付するとともに、委員会にもその写しを提出しなければならない。

(細則の改廃)

第 7 条 この細則の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この細則は、令和 4（2022）年 4 月 1 日から施行する。

別記

第1号様式（第13条関係）

研究実施計画審査申請書

年 月 日

千里金蘭大学長

殿

申請者代表

所属・職名

氏名

印

※ 受付番号 _____ : 「授業時調査研究」

1 課 題 名
2 研究責任者
3 研究分担者
4 研究の概要
5 研究の実施場所
6 研究の期間 年 月 日 から 年 月 日まで

(注) 「授業時調査研究」の場合は、印に を記入すること。

※印には、記入しないこと。

7 研究における倫理的、社会的及び科学的配慮（(1)～(3)は必ず記入すること。）

(1) 研究の対象となる個人の人権の擁護

(2) 研究の対象となる個人に理解を求め、同意を得る方法

(3) 研究によって生じ得る個人への影響、危険性の予測及び安全性の確保

(4) 研究の教育、学術、社会への貢献度

(5) その他

8 研究実施計画（研究実施方法等）

(1) 研究対象

(2) 研究スケジュール等実施方法

(3) その他

9 備考

令和4(2022)年度 学部・大学院 時間割【前期】(案)

令和3年3月10日現在
<注>●必修科目 ◆教養科目における教職必修科目 *レベル別編成クラス科目

Table with 17 columns for time slots (9:00-17:50) and 4 rows for subjects (教養教育科目, 看護学科, 1年次, 2年次). Includes subjects like 女性のライフサイエンス, 情報機器の操作, 看護倫理特論.

Table with 17 columns for time slots (9:00-17:50) and 4 rows for subjects (教養教育科目, 看護学科, 1年次, 2年次). Includes subjects like 日本語表現, 生涯学習論, スタディスキルス, 基礎看護技術演習II.

Table with 17 columns for time slots (9:00-17:50) and 4 rows for subjects (教養教育科目, 看護学科, 1年次, 2年次). Includes subjects like ハングル1, 日本語表現, 看護管理論, 母性看護援助演習.

Table with 17 columns for time slots (9:00-17:50) and 4 rows for subjects (教養教育科目, 看護学科, 1年次, 2年次). Includes subjects like 英語コミュニケーション, 健康スポーツ実習, フランス語I, 臨床看護技術論.

Table with 17 columns for time slots (9:00-17:50) and 4 rows for subjects (教養教育科目, 看護学科, 1年次, 2年次). Includes subjects like 日本国憲法(看護), 看護英語, 公衆衛生活動論II, 成人看護援助演習II.

<臨地実習(学部)> 早期体験実習
総合看護学実習
<大学院通年> 看護特別研究

- <集中講義> 看護経営論演習(土曜日開講)
助産診断技術学I
助産診断技術学II
助産診断技術学III
<一部前期に実施する後期科目>
解剖生理学演習(前期7コマ・後期8コマ)

令和4(2022)年度 学部・大学院 時間割【後期】(案)

令和3年3月10日
 <注>●必修科目 ◆教養科目における教職必修科目 *レベル別編成クラス科目

曜日	区分	9:00 1 限			10:30 2 限			12:10 3 限			14:30 4 限			16:10 5 限			17:50						
		クラス	科目名	定員	担当教員	教室	クラス	科目名	定員	担当教員	教室	クラス	科目名	定員	担当教員	教室	クラス	科目名	定員	担当教員	教室		
後期月	教養教育科目		現代礼法	25	花房	3414	音楽	40	伊原木	2404	音楽	40	木村	2404	音楽	40	木村	2404	B	●社会貢献論(全学科1年)	120	寺口	9F大会議室
			人間の心理と行動	80	平野	3313	現代礼法	25	花房	3414	文学	80	片山	3713	茶道	20	生形・山田	和室	茶道	20	生形・山田	和室	
	看護学科	4年次																					
		3年次																					
		1年次		基礎看護技術演習Ⅲ		伊藤・登喜	5406	基礎看護技術演習Ⅲ		伊藤・登喜	5406	基礎看護技術演習Ⅲ		伊藤・登喜	5406	基礎看護技術演習Ⅲ		伊藤・登喜	5106	在宅看護学概論		藤田	5406
研究科	1年時																						
	2年時																						

曜日	区分	9:00 1 限			10:30 2 限			12:10 3 限			14:30 4 限			16:10 5 限			17:50					
		クラス	科目名	定員	担当教員	教室	クラス	科目名	定員	担当教員	教室	クラス	科目名	定員	担当教員	教室	クラス	科目名	定員	担当教員	教室	
後期火	教養教育科目		日本語表現	25	片山	3711	生涯学習論	80	片山	3715												
	看護学科	4年次																				
		3年次																				
		1年次		基礎看護技術演習Ⅰ		伊藤・登喜	5406	基礎看護技術演習Ⅰ		伊藤・登喜	5406	基礎看護技術演習Ⅰ		伊藤・登喜	5406	基礎看護技術演習Ⅰ		伊藤・登喜	5406	看護技術論		伊藤
研究科	1年時																					
	2年時																					

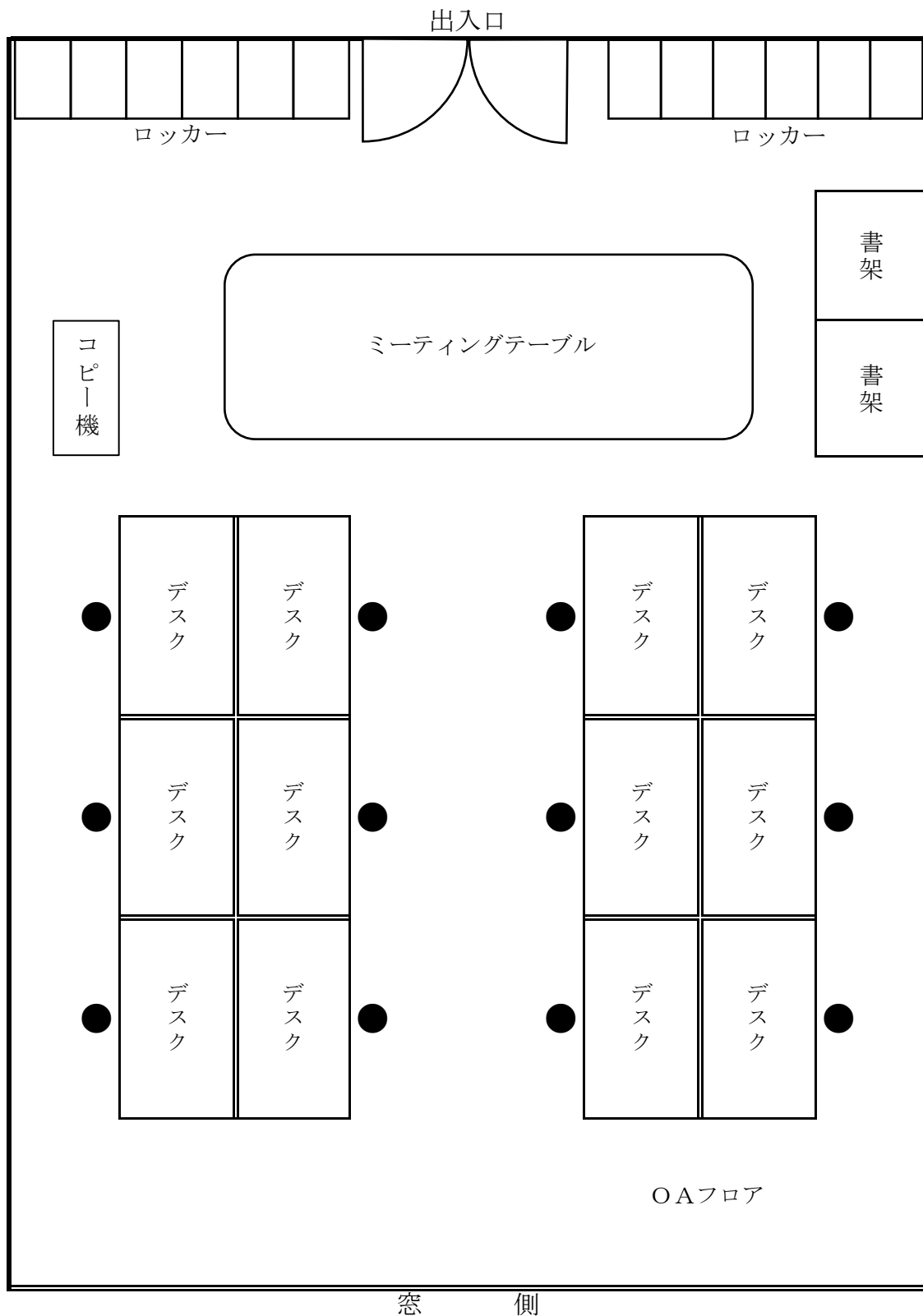
曜日	区分	9:00 1 限			10:30 2 限			12:10 3 限			14:30 4 限			16:10 5 限			17:50					
		クラス	科目名	定員	担当教員	教室	クラス	科目名	定員	担当教員	教室	クラス	科目名	定員	担当教員	教室	クラス	科目名	定員	担当教員	教室	
後期水	教養教育科目		ハンブルⅡ	40	市場	3414	ハンブルⅡ	40	市場	3414	日本語表現	25	明里	3413	文学	80	明里	3413				
			日本の文化と歴史	80	片山	3716	日本語表現	25	明里	3413	基礎数学(食栄・看護)	40	宮西	3712								
	看護学科	4年次																				
		3年次																				
		1年次		公衆衛生看護学概論		土井・佐藤	5206	発達心理学		三浦	5206	基礎数学	40	宮西	3712							
研究科	1年時																					
	2年時																					

曜日	区分	9:00 1 限			10:30 2 限			12:10 3 限			14:30 4 限			16:10 5 限			17:50						
		クラス	科目名	定員	担当教員	教室	クラス	科目名	定員	担当教員	教室	クラス	科目名	定員	担当教員	教室	クラス	科目名	定員	担当教員	教室		
後期木	教養教育科目		人権論	80	寺口	3412	環境論	80	寺口	5406	茶道	20	田中崇・長谷川	和室	茶道	20	田中崇・長谷川	和室	フランス語Ⅱ	40	北村	3512	
							A	◆生涯スポーツ実習(看護1年)	40	伊藤博之	3314	B	◆生涯スポーツ実習(看護1年)	40	伊藤博之	3314	世界の文化と歴史	80	北村	3317	中国語Ⅱ	40	瞿
	看護学科	4年次																					
		3年次																					
		1年次		公衆衛生看護学方法論演習Ⅰ		土井・佐藤	3618	公衆衛生看護学方法論演習Ⅰ		土井・佐藤	3618												
研究科	1年時																						
	2年時																						

曜日	区分	9:00 1 限			10:30 2 限			12:10 3 限			14:30 4 限			16:10 5 限			17:50				
		クラス	科目名	定員	担当教員	教室	クラス	科目名	定員	担当教員	教室	クラス	科目名	定員	担当教員	教室	クラス	科目名	定員	担当教員	教室
後期金	教養教育科目						情報社会と倫理	80	寺口	3312	こころと健康	80	斎藤	3312							
	看護学科	4年次																			
		3年次																			
		1年次		看護情報学演習		小野	5206	看護情報学演習		小野	5206	小児看護対象論		合田	5206	看護倫理(1単位)		高見	5206	健康社会学	
研究科	1年時																				
	2年時																				

<集中講義(学部)> 地域母子保健 助産診断技術Ⅰ 助産診断技術Ⅱ
 <臨床実習(学部)> 基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 成人看護学実習Ⅰ・Ⅱ 老年看護学実習 小児看護学実習 母性看護学実習
 精神看護学実習 在宅看護学実習 公衆衛生看護学実習 助産学実習
 <大学院通年> 看護特別研究

看護学研究科共同研究室図面(案)



64.8m² 席数12席

3号館9階

【室内設備】

デスク・椅子12、コピー機1台、ミーティングテーブル1、
ロッカー12、書架2、ノートPC12

図書等購入一覧

【和書】

番号	著書名	出版社	見積金額 税込み
1	「いつもと違う」と感じ、思わず行う行為は実践の知なのか	日本看護協会出版会	2,376
2	「わざ」を伝える	日本看護協会出版会	1,980
3	「死のアウェアネス理論」と看護 - 死の認識と終末期ケア	医学書院	2,673
4	「治る」ってどういうことですか？	医学書院	1,980
5	「生きるを支える」リハビリテーション	日本看護協会出版会	891
6	ABC of 臨床推論～診断エラーを回避する	羊土社	3,168
7	AMLS日本語版：観察に基づいたアプローチ	へるす出版	11,880
8	Excelでやさしく学ぶアンケート調査の統計処理 2019	東京図書	2,475
9	Excelで学ぶ医療・看護のための統計入門	東京図書	2,376
10	EZRでやさしく学ぶ統計学 改訂3版 ～EBMの実践から臨床研究まで～	中外医学社	4,554
11	JAMA版 論理的診察の技術	日経BP	7,524
12	JBI推奨すべき看護実践：海外エビデンスを臨床で活用する	日本看護協会出版会	3,366
13	JMPIによる多変量データ活用術	海文堂出版	2,871
14	SPSSでやさしく学ぶアンケート処理 第5版	東京図書	2,475
15	アクションリサーチ—実践する人間科学	新曜社	2,871
16	アバス—リックマン—ピレ 基礎免疫学 原著第6版	エルゼビア・ジャパン	6,237
17	イシューからはじめよ——知的生産の「シンプルな本質」	英治出版	1,782
18	おとなの学びを拓く	鳳書房	2,970
19	カサンドラ ヴィクトリア朝の理想的女性像への反逆	日本看護協会出版会	2,178
20	看護管理学—自律し協働する専門職のマネジメントスキル	南江堂	2,475
21	看護管理学習テキスト第3版第1巻 ヘルスケアシステム論	日本看護協会出版会	2,376
22	看護管理学習テキスト第3版第4巻 組織管理論	日本看護協会出版会	3,465
23	看護管理学習テキスト第3版第5巻 経営資源管理論	日本看護協会出版会	3,465
24	看護管理学習テキスト第3版別巻 看護管理基本資料集	日本看護協会出版会	4,158
25	看護現場を変える—0～8段階のプロセス	医学書院	2,475
26	がんサバイバーシップ 第2版 がんとともに生きる人びとへの看護ケア	医歯薬出版	3,762
27	管理サービス管理第5版	医学書院	2,970
28	キャリアアンカー	白桃書房	754
29	キャリアの心理学	ナカニシヤ出版	1,980
30	キャリア初期看護師の職業的アイデンティティの形成プロセス	風間書房	5,940
31	くらしのなかの看護	ナカニシヤ出版	3,168
32	ケアリング・ジレンマを超えて	大学教育出版	1,782
33	ケアリングの理論と実践 コミュニケーションによる癒し	医学書院	2,277
34	経営学入門シリーズ 経営組織	日本経済新聞社	851
35	謙虚なリーダーシップ	英治出版	1,782
36	健康教育の理論と実践 わが国と外国の事例をもとに	日本学校保健会	2,475
37	今日の治療指針 2021 デスク判	医学書院	18,810
38	今日の治療指針 2021 ポケット判	医学書院	14,850
39	サーバントリーダーシップ	かんき出版	1,485
40	サルコペニアを防ぐ！看護師によるリハビリテーション栄養	医学書院	2,574
41	サンプルサイズの決め方（統計ライブラリー）	朝倉書店	4,455
42	静かなリーダーシップ	翔泳社	2,178
43	実践知	有斐閣	2,376
44	質的統合法入門 考え方と手順	医学書院	2,772
45	看護管理学習テキスト第3版第3巻 人材管理論	日本看護協会出版会	3,861
46	すぐわかるSPSSによるアンケートの調査・集計・解析 第6版	東京図書	2,772
47	ゼミナール経営学入門	日本経済新聞社	2,970
48	ゼロからはじめる臨床研究論文の読み方	東京図書	2,772
49	選択の科学	文芸春秋	1,602
50	専門家の知恵	ゆみる出版	1,683
51	組織行動の考え方	東洋経済新聞社	2,376
52	組織デザイン	日本経済新聞社	940
53	組織論	有斐閣アルマ	2,079
54	チームが機能するとはどういうことか——「学習力」と「実行力」を高める実践アプローチ	英治出版	2,178
55	ティール組織 — マネジメントの常識を覆す次世代型組織の出現	英治出版	2,475

番号	著書名	出版社	見積金額 税込み
56	データ分析のための数理モデル入門 本質をとらえた分析のために	ソシム	2,574
57	動機づける力	ダイヤモンド社	1,782
58	トートラ人体解剖生理学 原書11版	丸善出版	6,831
59	ナイチンゲールと「三重の関心」病をいやす看護、健康をまもる看護	日本看護協会出版会	1,980
60	人間ひとりひとり—現象学的精神病理学入門	現代社	1,782
61	ネイティブが教える成功の戦略と文章術	羊土社	3,564
62	バーズ&グローブ 看護研究入門 第7版	エルゼビアジャパン	8,910
63	ハインズ神経解剖学アトラス 第5版	MEDSi	6,435
64	はじめて学ぶ文献レビュー	総合医学社	2,178
65	ハリソン内科学 第5版	メディカルサイエンスインターナショナル	29,502
66	パワーズ運動生理学	MEDSi	9,900
67	人を助けるとはどういうことか	英治出版	1,881
68	フォーセット 看護理論の分析と評価 新訂版	医学書院	3,960
69	プロセス・コンサルテーション—援助関係を築くこと	白桃書房	3,960
70	ベイツ診察法 第2版	メディカルサイエンスインターナショナル	8,910
71	ヘルス・エスノグラフィ 医療人類学の質的研究アプローチ	医学書院	3,168
72	ヘルスケアに活かすアクションリサーチ	医学書院	1,980
73	マークス臨床生化学	医学書院	8,415
74	よくわかる看護研究論文のクリティーク	日本看護協会出版会	3,168
75	よくわかる統計学 看護医療データ編	東京図書	2,178
76	リーダーシップ入門	日本経済新聞社	990
77	レジデントのための呼吸器診療最適解	医学書院	5,148
78	移行理論と看護	学研メディカル秀潤社	2,178
79	医学的介入の研究デザインと統計:ランダム化/非ランダム化研究から傾向スコア、操作変数法まで	メディカルサイエンスインターナショナル	3,663
80	医学的測定尺度の理論と応用—妥当性、信頼性からG理論、項目反応理論まで	メディカルサイエンスインターナショナル	4,554
81	医療・介護のための死生学入門	東京大学出版会	2,574
82	医療者のためのExcel入門 第2版	医学書院	2,376
83	学習する組織——システム思考で未来を創造する	英治出版	3,465
84	患者の語りと医療者教育	日本看護協会出版会	2,376
85	患者の声から考える看護	医学書院	1,980
86	患者の話は医師にどう聞こえるのか	みすず書房	3,168
87	看護における理論構築の方法	医学書院	3,762
88	看護に役立つ!エコーの読み方 活かし方	照林社	3,168
89	看護のための臨床病態学	南山堂	8,712
90	看護の重要コンセプト20	エルゼビア・ジャパン	4,455
91	看護学のための多変量解析入門	医学書院	4,158
92	看護管理学習テキスト第3版第2巻 看護サービスの質管理	日本看護協会出版会	3,960
93	看護管理者を変えた7通の手紙	中央法規出版	2,376
94	看護師が「書く」こと	医学書院	1,782
95	看護師のための「困難を乗り越える力」	メヂカルフレンド社	2,178
96	看護実践のアポリア	ゆみる出版	2,475
97	看護実践の倫理 第3版 Ethics in Nursing Practice A Guide to Ethical Decision Making Third Edition 倫理的意思決定のためのガイド	日本看護協会出版会	2,178
98	看護的思考の探究	ゆみる出版	2,970
99	看護理論家の業績と理論評価	医学書院	6,336
100	看護理論集 第3版 NURSING THEORIES The Base for professional nursing practice より高度な看護実践のために	日本看護協会出版会	3,861
101	急性期病院のエスノグラフィ	新曜社	2,178
102	健康行動理論による研究と実践	医学書院	3,762
103	検定力分析入門	東京図書	3,168
104	研究の育て方 ゴールとプロセスの「見える化」	医学書院	2,475
105	研究事例で学ぶSPSSとAmosによる 心理・調査データ解析 第3版	東京図書	2,772
106	現象学でよみとく専門看護師のコンピテンシー	医学書院	3,465
107	考える技術 第4版	日経BP	10,890
108	高度実践看護—統合的アプローチ 改訂第2版	へるす出版	9,702
109	混合研究法入門 質と量による統合のアート	医学書院	1,980
110	最新EndNote活用ガイド デジタル文献整理術 第7版	克誠堂出版	2,772
111	死すべき定め——死にゆく人に何が出来るか	みすず書房	2,772
112	私たちの医療倫理が試されるとき —自己決定・自己責任論を超えて	ワールドプランニング	3,564

番号	著書名	出版社	見積金額 税込み
113	自己効力感とレジリエンスを高める 看護の実践	学研	2,376
114	自然死を創る終末期ケア— 高齢者の最期を地域で看取る	現代社	1,584
115	質的データ分析法—原理・方法・実践	新曜社	2,079
116	質的研究の実践と評価のためのサブストラクション	医学書院	2,772
117	質的研究入門—“人間の科学”のための方法論	春秋社	3,861
118	社会調査のための計量テキスト分析—内容分析の継承と発展を目指して【第2版】KH Coder オフィシャルブック	ナカニシヤ出版	2,772
119	循環器疾患最新の治療 2020—2021	南江堂	9,900
120	新人看護師のリフレクションを支援する指導に関する研究	風間書房	5,940
121	新装版 ケース・スタディの方法 第2版	千倉書房	3,465
122	新装版 看護を語ることの意味	看護の科学社	2,277
123	新臨床内科学 [デスク判] 第10版	医学書院	23,760
124	人間科学のためのナラティブ研究法	クオリティケア	3,465
125	人間科学のための混合研究法: 質的・量的アプローチをつなぐ研究デザイン	北大路書房	3,267
126	腎疾患・透析最新の治療2020—2022	南江堂	8,910
127	推奨すべき看護実践	日本看護協会出版会	3,366
128	世界一わかりやすい「医療政策」の教科書	医学書院	2,970
129	生きられた経験の探究	ゆみる出版	2,970
130	生存する意識——植物状態の患者と対話する	みすず書房	2,772
131	生命倫理と医療倫理 第4版	金芳堂	2,673
132	第1分野 摂食・嚥下リハビリテーションの全体像 Ver. 3	医歯薬出版	2,970
133	第4分野 摂食・嚥下リハビリテーションの介入 I Ver. 3	医歯薬出版	3,366
134	第5分野 摂食・嚥下障害患者の栄養 Ver.3	医歯薬出版	2,871
135	定本 M-GTA 実践の理論化をめざす質的研究方法論	医学書院	3,168
136	伝えるための心理統計: 効果量・信頼区間・検定力	勁草書房	2,772
137	糖尿病治療マスターのための注射療法マニュアル	南江堂	3,960
138	糖尿病専門医研修ガイドブック 改訂第8版	診断と治療社	8,415
139	内科学書 改訂第9版	中山書店	28,710
140	内科診断学 第3版 医学書院	医学書院	9,405
141	認知症の排泄ケア ベッドサイドマニュアル	中外医学社	3,762
142	脳卒中×臨床OT	シー・ビー・アール	4,158
143	分析者のためのデータ解釈学入門 データの本質をとらえる技術	ソシム	2,574
144	慢性疾患をもつ人の看護	医歯薬出版	2,970
145	倫理的に考える医療の論点	日本看護協会出版会	2,277
146	臨床研究の教科書 第2版: 研究デザインとデータ処理のポイント	医学書院	4,158
147	臨床心理学研究法2 プロセス研究の方法	新曜社	2,772
148	疼痛医学	医学書院	5,940
		合計	620,818

【洋書】

番号	著書名	出版社	見積金額 税込み
1	AACN Essentials of Critical Care Nursing	McGraw-Hill	11,088
2	Burns and Grove's The Practice of Nursing Research ,9E.	Elsevier	15,790
3	Chronic Illness: Impact And Intervention 10th Edition	Jones & Bartlett Learning	19,473
4	Clinical Reasoning in the Health Professions	Elsevier	9,642
5	Critical Thinking, Clinical Reasoning, and Clinical Judgment: A Practical Approach	Elsevier	8,890
6	Fundamentals of Nursing ,9E. : Concepts and Competencies for Practice	Wolters Kluwer	17,315
7	Fundamentals of Nursing, 10E.	Elsevier Mosby	20,809
8	Learning Clinical Reasoning	Lippincott Williams & Wilkins	7,415
9	Middle Range Theories ,5E.	Wolters Kluwer	9,276
10	Nursing Research, 11E.	Wolters Kluwer	13,355
11	Oxford Textbook of Palliative Nursing (Oxford Textbooks in Palliative Medicine)	Oxford Univ Pr	20,829
12	Sheehy's Emergency Nursing: Principles and Practice	Mosby	17,077
13	Simulation in Nursing Education ,3E.	Wolters Kluwer	6,177
14	Statistical Power Analysis for the Behavioral Sciences	Psychology Press	23,166
15	Theoretical Nursing, 6th ed.	WOLTERS KLUWER	11,622
		合計	211,924

【和書電子書籍(同時アクセス3)】

番号	著書名	出版社	見積金額 税込み
1	看護婦の歴史 —寄り添う専門職の誕生—	吉川弘文館	19,057
2	グラウンデッド・セオリー・アプローチ —理論を生みだすまで—改訂版(ワードマップ)	新曜社	4,356
3	生命倫理と医療倫理 第4版	金芳堂	9,801
4	ケアリング・ジレンマを超えて —徳倫理とモラル・エコロジー—	大学教育出版	4,356
5	看護師のための「困難を乗り越える力」—自分を思いやる8つのレッスン—	メヂカルフレンド社	13,310
6	ナースのためのアドラー流勇気づけ医療コミュニケーション —メンタルヘルスの専門家・ミレイ先生が人間関係の悩みを解決!—	メディカ出版	11,616
7	ナースのためのアンガーマネジメント —怒りに支配されない自分をつくる7つの視点—	メヂカルフレンド社	10,890
8	クレーム対応に困らないナースの「謝罪力」「交渉術」—対人関係力を高める7つのレッスン—	メヂカルフレンド社	10,890
9	ナースのための臨床推論 —迅速・的確なトリアージができる!—	メヂカルフレンド社	16,335
10	アセスメントに自信がつく臨床推論入門 —看護の臨床判断能力を高める推論トレーニング—	メディカ出版	12,100
11	看護管理者のための概念化スキル超入門 —本質を捉えれば現場の問題は解決できる—	メディカ出版	13,552
12	働き方改革時代の労務管理 —看護現場の事例で学ぶ—	メディカ出版	14,520
13	看護師長のための病棟経営超入門 —経営・財務指標の見方・使い方—	メヂカルフレンド社	17,545
14	ナースのための教える技術 —伝わる・身につく—(CandY Link Books)	メディカ出版	12,100
15	看護管理者のための「教え方」「育て方」講座 —誰も教えてくれなかった最強のファシリテーション&コーチング術:スタッフがぐんぐん伸びる!—	メディカ出版	12,584
16	看護管理者のためのキャリアデザイン支援術 —スタッフを支え・成長を促す面談スキル向上!—	メディカ出版	12,584
17	医事紛争を防げ!演習で学ぶ医師・看護記録 —「模擬カルテ開示」を楽しもう—	金芳堂	10,890
18	看護「人材管理」ベーシックテキスト —人材育成・チームマネジメント・労務管理の基礎がわかる!—(Nursing business = ナーシングビジネス 2020年夏季増刊(通巻194号))	メディカ出版	13,890
19	教えることの基本となるもの —「看護」と「教育」の同形性—	メヂカルフレンド社	12,100
20	看護研究ステップアップ —Excelでの調査データ分析はこんなにカンタン: step up—	日本看護協会出版会	9,801
21	SPSSによる統計データ解析 —医学・看護学・生物学、心理学の例題による統計学入門—改訂新版	現代数学社	13,612
22	フリーソフトRを使ったららくらく医療統計解析入門 —高額な統計ソフトはもういらない!? : すぐに使える事例データと実用Rスクリプト付き—	中山書店	15,972
23	質的看護研究の基礎づけ	看護の科学社	13,310
24	はじめて学ぶ“伝わる”プレゼンテーション —患者指導カンファレンスから学会・院内発表まで—	総合医学社	9,438
25	看護研究のためのNVivo入門	新曜社	12,584
26	心理測定を活かした看護研究	金子書房	14,520
27	はじめて学ぶ文献レビュー	総合医学社	7,986
28	看護師の注意義務と責任 —Q&Aと事事例の解説—新版	新日本法規出版	13,552
29	ナースの外科学 改訂7版	中外医学社	48,642
30	ナースの内科学 改訂10版	中外医学社	60,984
		合計	452,877

基礎となる学部との関係図



千里金蘭大学大学院「看護学研究科委員会規程」(案)

(趣 旨)

第1条 千里金蘭大学大学院看護学研究科における教育研究の円滑な実施に資することを目的とし、本学に大学院看護学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）をおく。

(組 織)

第2条 研究科委員会は、授業科目を担当する専任の教員をもって組織する。

(招集及び議長)

第3条 研究科委員会は、研究科長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 研究科長に事故あるとき又はやむを得ない事由があるときは、あらかじめ研究科長が指名した委員が、その議長となる。
- 3 研究科長は、委員の3分の1以上の要求があったときは、あらかじめ付議すべき事項を示して研究科委員会を招集する。

(議 事)

第4条 研究科委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 研究科委員会に書記1名を置き、研究科長がこれを委嘱する。

(審議事項)

第5条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、修了に関する事項
- (2) 研究指導、学位論文及び学位の授与に関する事項
- (3) 教育課程に関する事項
- (4) 学生の表彰及び懲戒に関する事項
- (5) その他、学長の諮問する事項
- (6) 前5号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なもの
 - ア 学術研究に関する事項
 - イ 学生の休学、退学、除籍、その他学生の身分に関する事項
 - ウ 学生の厚生補導に関する事項
 - エ 学則に関する事項
- 2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、研究科に関する重要な事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(議 決)

第6条 研究科委員会の議事は、出席者の過半数の賛成をもって研究科委員会の意見とし、学長が決定するものとする。ただし、学位論文の審査においては、出席者の3分の2以上の賛成を得るものとする。

(委員会の開催)

第7条 研究科委員会は、原則として毎月1回開催するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和4(2022)年4月1日から施行する。

千里金蘭大学大学院「看護学研究科 FD 委員会規程」(案)

(趣 旨)

第1条 千里金蘭大学大学院看護学研究科におけるファカルティ・ディベロップメント（授業内容、授業方法の改善や向上を図るための研究や研修などの組織的な取組みのこと。以下「FD」という。）の推進のために、看護学研究科 FD 委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本委員会は、次に掲げる事項について審議し、その実施にあたる。

- (1) FD の企画及び実施に関すること
- (2) FD の点検・評価に関すること
- (3) FD の改善に関すること
- (4) 授業アンケートに関すること
- (5) その他、FD の推進に関すること

(組 織)

第3条 本委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 看護学研究科長
 - (2) 看護学研究科委員のうち、研究科長が指名する者 2名
 - (3) 教学センター課長
 - (4) 看護学研究科の学生 2名以内
- 2 本委員会に委員長を置き、看護学研究科長をもって充てる。
- 3 本委員会に副委員長を置くことができる。副委員長は、委員長が指名する。

(任 期)

第4条 任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中欠員が生じ、これを補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第5条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(報 告)

第6条 委員会は、必要に応じ、所掌事項に関する検討結果を看護学研究科委員会に報告する。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、教学センターにおいて処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和4(2022)年4月1日から施行する。